

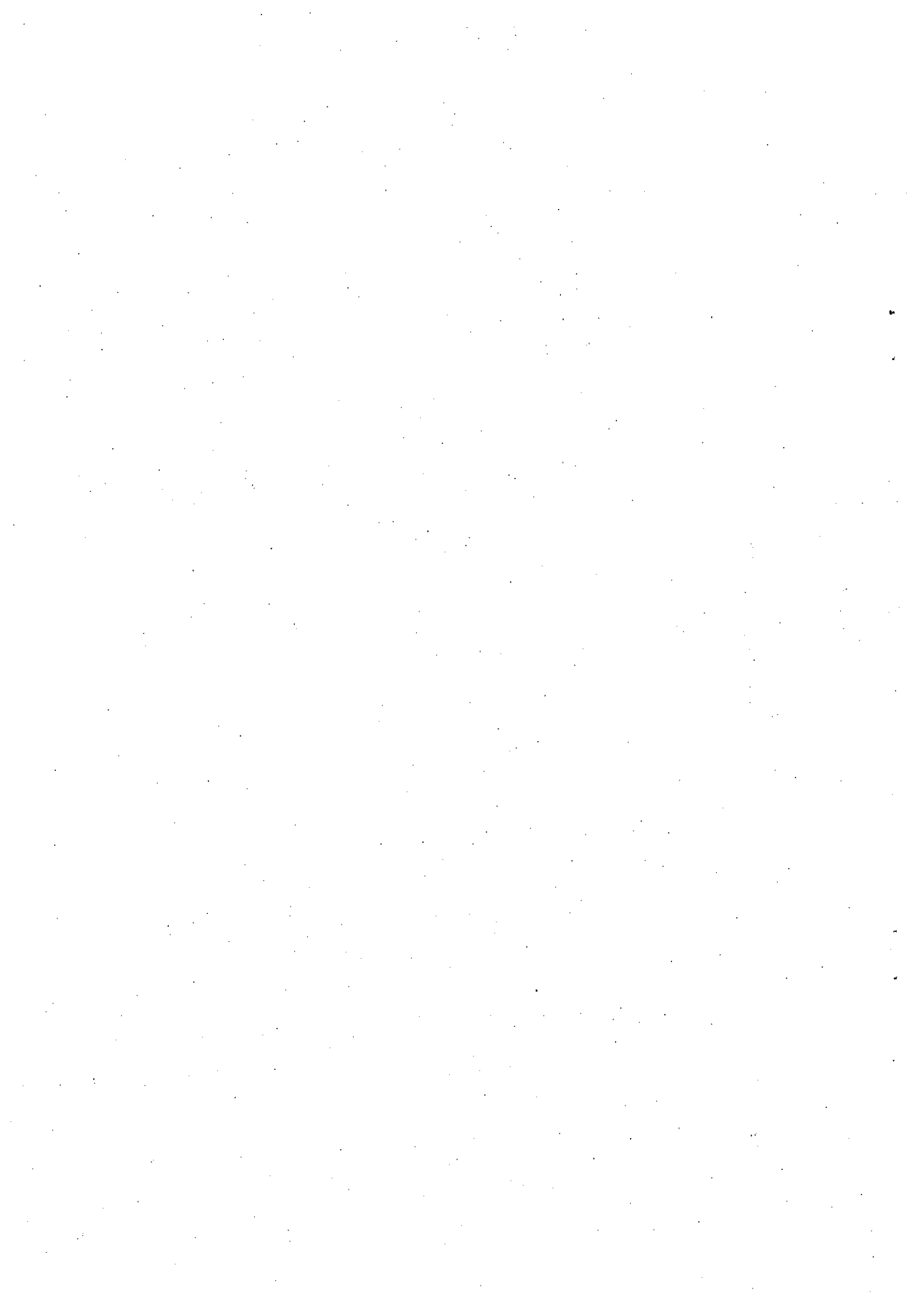
# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成28年11月28日)

## 【件名】

- 1 平成28年鳥取県中部地震災害義援金の募集について  
(福祉保健課)・・・1
- 2 鳥取県中部地震に係る「各市町災害ボランティアセンターの活動状況」について  
(福祉保健課)・・・2
- 3 平成27年度就労系障害福祉サービス事業所の工賃結果について  
(障がい福祉課)・・・3
- 4 第1回高齢者の住みやすい鳥取県を考える研究会の開催概要について  
(長寿社会課)・・・5
- 5 平成28年度第2回いきいき長寿健康鳥取推進チーム会議の開催概要について  
(長寿社会課)・・・8
- 6 介護の魅力を発信する「仕事発見！みんなの介・改・快護フォーラム」の開催について  
(長寿社会課)・・・11
- 7 第5回・第6回とっとり型の保育のあり方研究会の開催概要について  
(子育て応援課)・・・13
- 8 第2回子育て王国とっとり実現チーム会議の開催概要について  
(子育て応援課)・・・27
- 9 第3回子育て王国とっとり会議の開催概要について  
(子育て応援課、福祉保健課)・・・28
- 10 岩美町における乳児死体遺棄事件に係る第1回検証委員会の開催概要について  
(青少年家庭課)・・・35
- 11 平成28年度第1回鳥取県ドクターヘリ運航連絡会議の概要及び今後の進め方について  
(医療政策課)・・・36
- 12 第1回鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会の結果について  
(医療指導課)・・・38
- 13 平成28年度 第3回市町村国民健康保険連携会議及び市町村長との意見交換の結果について  
(医療指導課)・・・41
- 14 薬剤師確保に関するアンケート結果について  
(医療指導課)・・・43
- 15 智頭大麻事件に関する報告(電子アンケート結果も含む)について  
(医療指導課)・・・46

福祉保健部



# 平成28年鳥取県中部地震災害義援金の募集について

平成28年11月28日  
福祉保健課

平成28年10月21日(金)に発生した鳥取県中部地震により被害を受けた県民の方の復興の一助となるよう、次のとおり「平成28年鳥取県中部地震災害義援金」を募集しておりますので、次のとおり報告します。

- 1 義援金の名称  
「平成28年鳥取県中部地震災害義援金」
- 2 受付期間  
平成28年10月25日(火)から平成29年3月31日(金)まで  
※募金箱の設置については平成28年10月26日(水)から
- 3 実施方法
  - (1) 募金箱の設置  
鳥取県共同募金会(鳥取県社会福祉協議会内)、NHK鳥取放送局、県庁(県民課)・各総合事務所地域振興局・各県外本部等
  - (2) 口座振込  
日本赤十字社鳥取県支部、県それぞれが山陰合同銀行及び鳥取銀行の指定口座を開設  
\*鳥取県共同募金会は山陰合同銀行及び鳥取銀行の既存口座を活用
  - (3) 現金書留による送金  
鳥取県共同募金会(鳥取県福祉人材研修センター内)で受付
- 4 配分方法  
集まった義援金については、日本赤十字社鳥取県支部、社会福祉法人鳥取県共同募金会、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、NHK鳥取放送局、県で構成される「平成28年鳥取県中部地震災害義援金配分委員会」に拠出します。  
義援金の配分については、義援金配分委員会において決定し、被害を受けられた県民の方等に配分します。
- 5 義援金の申込み額  
35,978,747円(1,091件)  
\*平成28年11月20日(日)現在で入金を確認できた金額及び件数  
\*鳥取県議会久友会、兵庫県議会からも義援金をいただいております。
- 6 今後の予定  
11月29日(火)に「平成28年鳥取県中部地震災害義援金配分委員会」を開催し、配分ルールを決定します。
- 7 その他
  - (1) 鳥取県中部地震復興がんばろう寄附金(ふるさと納税による被災地支援)の受入状況  
(担当課:財源確保推進課)  
43,849,947円(741件)  
\*平成28年11月23日(水)現在で申込みのあった金額及び件数
  - (2) 見舞金の受入状況(担当課:福祉保健課)  
1,250,000円(6件)  
\*岩手県、徳島県、東京都港区及び同区議会、大阪府守口市及び同市議会

## 鳥取県中部地震に係る「各市町災害ボランティアセンターの活動状況」

平成28年11月28日

福祉保健部福祉保健課

鳥取県中部を震源とする地震で被災した市町における災害ボランティアの募集、受付及び派遣を行う「災害ボランティアセンター」の活動状況については、下記のとおりです。

記

(平成28年11月23日午後5時30分現在)

	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	北栄町
開設者	倉吉市社協	三朝町社協	湯梨浜町社協	北栄町社協
開設日	10月22日(土)	10月25日(火)	10月22日(土)	10月22日(土)
閉鎖日	—	—	11月4日(金)	11月11日(金)
開設時間	午前8時30分から 午後4時まで	午前8時30分から 午後5時まで	—	—
開設場所	まちかどステーション	三朝町社会福祉協議会	—	—
ボランティア活動 希望者の連絡先	0858-22-9801	0858-43-3388	—	—
ボランティアに活動 してほしい方	0858-22-9802			
ボランティア 募集範囲	鳥取県内・外の方	鳥取県内の方 ※ボランティアの 募集は土曜日、平日 のみ	※11月4日をもって 閉鎖 ※今後は湯梨浜町 社会福祉協議会の 通常業務として平日 のみボランティア 募集	※11月11日をもって 閉鎖 ※今後は北栄町社 会福祉協議会の通 常業務として平日 のみボランティア 募集
ボランティアの主な活 動内容	屋根へのブルーシ ートかけ、瓦礫撤 去、家屋の片付け 等	屋根へのブルーシ ートかけ、瓦礫撤 去、家屋の片付け 等	屋根へのブルーシ ートかけ、瓦礫撤 去、家屋の片付け、 物資の運搬等	屋根へのブルーシ ートかけ、瓦礫撤 去、家屋の片付け 等
ボランティア活動総数	2,980名	83名	218名	537名
(うち県内ボ ランティア)	1,597名	76名	184名	469名
(うち県外ボ ランティア)	1,383名	7名	34名	68名

※4市町災害ボランティアセンターのボランティア総数：3,818名(県内2,326名・県外1,492名)

※琴浦町は被災者のニーズ・件数が少ないことから災害ボランティアセンターの開設予定なし



<災害ボランティアセンターの活動風景>



<瓦礫の撤去>



<屋内片付け>

# 平成27年度就労系障害福祉サービス事業所の工賃結果

平成28年11月28日

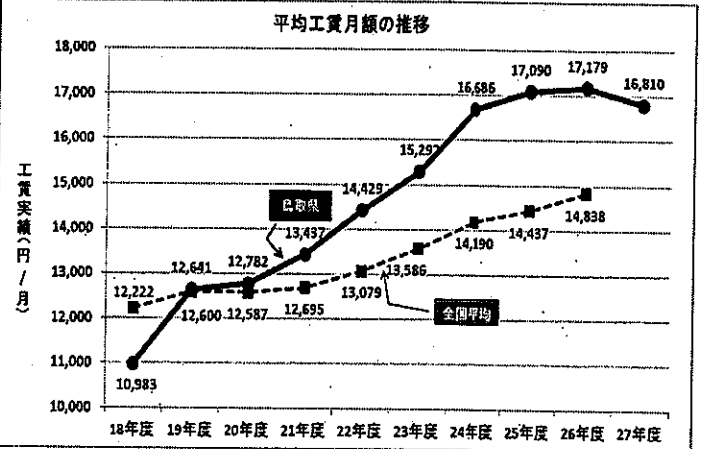
障がい福祉課

鳥取県では、平成19年度に工賃3倍計画を策定し、県内の就労系障害福祉サービス事業所等で働く障がいの者の工賃水準を、平成18年度の月額約11千円から月額33千円以上の3倍とすることを目指し、障がいのある方が地域社会の中で自立した質の高い生活を送ることができるよう支援を行っています。このたび、平成27年度の工賃がとりまとまりましたので、その結果をお知らせします。

記

## 1 平成27年度工賃の状況

- 工賃3倍計画の対象である112施設の県平均の工賃月額は16,810円となり、計画策定後9年目で初めて減少した。
- 前年度の17,179円から369円(-2.1%)の減少となっている。
- 一方、1時間当たりの平均工賃額は、215円となり、集計を始めた平成24年度の201円から4年連続で上昇している。



※平成27年度の全国の平均工賃月額は、まだ公表されていません。  
(平成26年度では全国で9位)

### <平成27年度平均工賃月額が下がった要因>

- 工賃支払総額は前年度から約1千8百万円(4.0%)増加したものの、利用者延べ人数が1,673人(6.3%)と工賃支払総額の伸びを上回ったため、平均工賃月額は、前年度から369円(-2.1%)の減少となった。
- 利用者数は月の勤務日数の多寡にかかわらず1名としてカウントされるので、短期間の利用者が多いと月額平均は下がっていく。
- 一方、1時間当たりの平均工賃額は、215円となり、集計を始めた平成24年度の201円から4年連続で上昇している。

### 工賃実績の推移：就労継続支援B型事業所

(単位：円)

事業所数	工賃支払総額 ④	対前年伸び率 ①	利用者延べ人数 (毎月の利用者の 実数の集計) ⑤	対前年伸び率 ②	伸び率比較 ①-②	平均工賃月額 ④÷⑤	対前年伸び率	(参考) 時間額	対前年伸び率
平成24年度	98	392,192,160		23,504		16,686		201	-
平成25年度	103	435,933,644	111.15%	25,509	108.53%	17,090	102.42%	211	104.98%
平成26年度	107	454,324,391	104.22%	26,447	103.68%	17,179	100.52%	213	100.95%
平成27年度	112	472,704,582	104.05%	28,120	106.33%	16,810	97.85%	215	100.94%

※ 時間額の集計は平成24年度から実施。

(参考)

施設種別	工賃額		増減率(%)	
	26年度	27年度	26年度比	
就労継続支援A型事業所 (雇用型)	平均月額(円/月)	77,465	80,529	+4.0%
	時間額(円/時間)	711	731	+2.8%

※ 就労継続支援A型事業所は工賃算出対象施設ではないが、計画において工賃向上のための各種事業の支援対象となっている。

## 2 工賃3倍計画の概要

ア 工賃目標額 33,000円(平成18年度の平均工賃月額約11,000円の3倍)

イ 考え方 ・障がい者が地域で自立して生活するための最低収入を月10万円と設定(生活保護費相当)  
・これと障害基礎年金2級相当月額(約66,000円)の差額を目標値に設定  
(必要工賃月額=100,000円-66,000円=約33,000円)

## 3 今後の工賃向上に向けた県の支援策

- ・日本財団共同プロジェクトによる事業所支援
- ・ワークコーポととりの受託業務の高単価化を促進するため、企業等への営業活動を強化
- ・御崎漁港内の水産加工品共同作業場への参加事業所を増やすため、見学会の開催等を実施
- ・平成29年度に向けて中部地域において、外食産業企業による積極的な障がい者の受入に基づく本格的な農業経営が開始されることから、関係機関と連携して、障がい者の施設外就労の促進を図ることを検討。
- ・工賃向上環境強化事業の推進：振興センターへの委託事業(既存商品のブラッシュアップ、作業工程・生産工程等の見直し、商談会・販売会参加支援、県内外の販路開拓)
- ・農福連携推進事業の推進：農福コーディネーターが事業所と農家とのマッチングをして障がい者が農作業を実施

## 4 その他

個別の就労系障害福祉サービス事業所の工賃の状況は、とりネットで公表。  
鳥取県工賃の公表 (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=96955>)

## 第1回高齢者の住みやすい鳥取県を考える研究会の開催概要について

平成28年11月28日  
長寿社会課

高齢者の方の状況の多様化等を踏まえ、様々な関係者の方々から「高齢者の住みやすさ」という観点で御意見をいただき、新たな視点で施策・取組等を考える基礎とすることを目的として、「高齢者の住みやすい鳥取県を考える研究会」の第1回会議を下記のとおり開催しました。

### 記

1 日 時 平成28年10月14日（金）午後2時～4時

2 場 所 県議会棟3階 第12会議室

3 出席者 別紙のとおり

#### 4 意見交換内容

- (1) 高齢者の生活等の現状について
- (2) 高齢者の生活等に関連する仕組みの在り方について
- (3) その他

#### 5 主な意見

##### 【生活等の課題】

- ・高齢者の孤立が課題。うつ病や認知症のリスクも上がる。介護サービスを受けると地域との関わりが薄くなってしまう。
- ・介護人材が不足している。ボランティアや担い手は存在するが、地域で上手くマッチングできていないのではないか。
- ・見守り活動等には組織が必要だが、役員等のなり手が不足している。
- ・特に中山間地では交通手段の確保が課題。
- ・高齢者に優しい日常生活の支援の仕組みづくりが必要。横断歩道、バリアフリーの整備など。
- ・災害時の対応、防犯対策などのまち全体の魅力づくりも必要。

##### 【施策検討にあたって】

- ・高齢者と言っても前期高齢者、後期高齢者、元気高齢者、要支援要介護など幅が広く、それぞれが住んでいる地域差も大きい。ターゲットやライフステージを分けて施策を考える必要がある。
- ・これから高齢者になる世代を見据えて施策を考えていくことが大事。

##### 【生活等の新たな仕組み】

- ・高齢者の元気の源は仕事にある。特に農業が生きがいや健康に繋がる。自作農業は多いので、作ったものを上手く地域で回すなど中山間地の高齢者が農業を続けられる仕組みがあるとよいと思う。
- ・サロンとか運営する自主的な団体がいかに地域内で連携していくかが大事。縦割りではなく横断的な仕組みづくりが必要。
- ・高齢者が活躍しても、新聞上、単発でしか情報が入ってこない。地域で総合的な視点が必要。健康づくりなどのテーマに応じて様々なやりたいことができるモデル区域を作ってほしい。

##### 【高齢者の在り方について】

- ・高齢者は楽しみを見つけ、それを追いつけるべき。何かをしても良いし、何もしなくても良いという選択が認められる社会であってほしい。
- ・健康で長生きするために社会で役に立つ高齢者であってほしい。

#### 6 今後のスケジュール（予定）

第2回：第1回の意見を元に論点を整理し、さらに論点に関して議論。

第3回：第2回の意見を元に作成した施策提案について議論。

→意見を踏まえて、「いきいき長寿健康鳥取推進チーム会議」の関係部局で施策検討

(別紙)

第1回高齢者の住みやすい鳥取県を考える研究会 出席者名簿

【研究会の構成】

＜第6期鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画策定委員＞

分野	氏名	所属・職名	備考
医療	鈴木 妙	鳥取県看護協会訪問看護ステーション・所長	欠席
	渡辺 憲	社会医療法人明和会医療福祉センター理事長・渡辺病院長、鳥取県認知症疾患医療センター長、鳥取県医師会副会長	欠席
介護	竹本 匡吾	鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会・世話人、 社会福祉法人地域でくらす会・副理事長	
	中島 陽一	鳥取市福祉保健部・次長兼高齢社会課・課長	
福祉	井手添 陽子	鳥取短期大学幼児教育保育学科・准教授	
	竹川 俊夫	鳥取大学地域学部・准教授	
	吉野 立	鳥取県認知症の人と家族の会鳥取県支部・代表世話人	

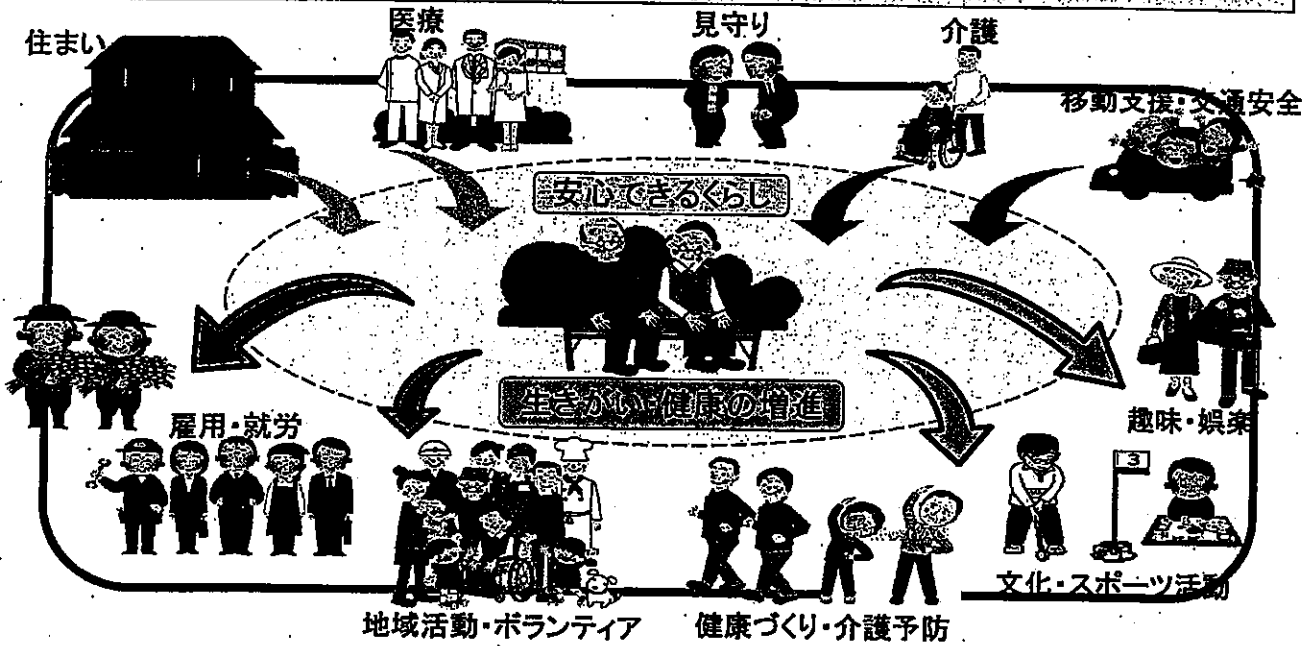
＜オブザーバー（12団体）＞

分野	団体名	備考
若者	鳥取青年会議所	欠席
移住者	大山町「築き会」	欠席
地域関係者	鳥取県自治会連合会	
地域福祉関係者	鳥取県社会福祉協議会	
高齢者当事者・地域福祉関係者	鳥取県民生児童委員協議会	
高齢者当事者	鳥取県老人クラブ連合会	欠席
文化・スポーツ関係者	鳥取県文化団体連合会	
	鳥取県スポーツ推進委員協議会	
企業関係者	鳥取県商工会議所連合会	
住宅関係者	鳥取県居住支援協議会	
社会貢献支援団体関係者	日本財団鳥取事事務所	
マスコミ関係者	新日本海新聞社	



**「高齢者の住みやすい鳥取県を考える研究会」の立上げの趣旨について**

- 少子高齢化に伴う人口縮減が進み、超高齢社会を迎える中で、高齢者の方の状況は多様化してきており、そのライフスタイルについても変化が生じてきている。
- 鳥取県としても、高齢者の方の多様なニーズに応えるために、「いきいき長寿健康鳥取推進チーム会議」を設置して、県庁の関係部局にて、分野横断的な高齢者に関する施策について検討している。
- 一方で、行政の視点だけでは、発想が限られてしまうこともあると考えられるところ、「高齢者の住みやすさ」という観点で、分野を超えた意見交換が行政以外でも行われることが県内の取組をさらに進めるために必要と考えられる。
- このため、県内在住の各分野の関係者の方々が集まる研究会を設置し、様々な御意見をいただくことで、新たな視点で取組等を考える基礎としていく。

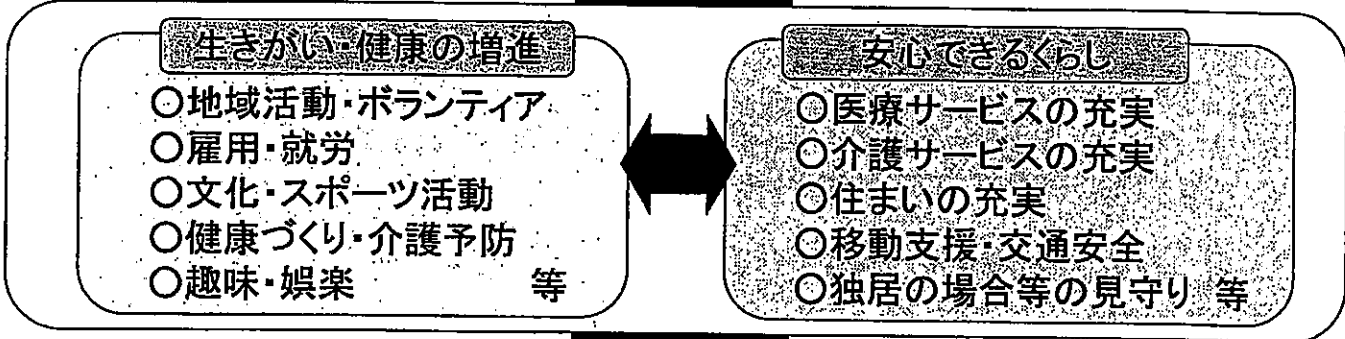


高齢者が満足してくらしたい地域



様々な主体による参画

行政、民間企業、NPO、地域団体、ボランティア 等



少子高齢化による人口縮減、高齢者の状況の多様化

## 平成28年度第2回いきいき長寿健康鳥取推進チーム会議の開催概要について

平成28年11月28日  
長 寿 社 会 課

「とっとり元気づくり推進本部」に設置された「いきいき長寿健康鳥取推進チーム会議」の平成28年度第2回会議を下記のとおり開催しました。

### 記

1 日 時 平成28年10月27日(木) 午前10時～11時15分

2 場 所 県庁第2応接室

3 出席者 副知事(チーム長)  
関係部局長等(元気づくり総本部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、教育委員会、警察本部)

### 4 議 題

- (1) 第1回会議結果を踏まえた対応状況
- (2) 検討項目に係る取組状況等
- (3) 関係部局において今後検討が求められる課題等

### 5 会議の概要

目標の実現に向けて、第1回会議結果を踏まえた対応状況、検討項目に係る取組状況等を確認し、関係部局において今後検討が求められる課題等について議論を行った。

#### [主な意見]

- (1) ボランティア・高齢者活躍応援に係る組織の集約化について
  - ・ 災害時のボランティアセンターのように、ワンストップの組織ができないか。
  - ・ 制度を2～3に集約できないか。例えば、ボランティア・就労・個人の研鑽の3つぐらいに分けることができないか。
  - ・ シルバー人材センター、ミドル・シニア・レディース仕事ぶらざは、就労の範疇。窓口を一本化してはどうか。
- (2) ボランティア・高齢者活躍のマッチングについて
  - ・ ボランティアの一元的なバンク機能・マッチング機能を果たしているところがない。来年度予算に向けてマッチングができる仕組みづくりを検討してもらいたい。
- (3) 高齢者活躍応援パンフレットの作成について
  - ・ 見せ方の工夫をして、どこに電話したらよいのか、こういう業務ならここ、というように具体的な手続がわかるようにすることが必要。
- (4) その他
  - ・ ねんりんピックを、シニアにボランティアとして活動してもらおうターゲットとして、位置づけてはどうか。
  - ・ 社会参加に係る事業を進める上で、市町村はもちろん、老人クラブや高齢者大学などで活躍している高齢者をパートナーとして考えていくこと。

#### [主な確認事項]

- ・ ボランティア・高齢者活躍応援に係る制度の集約化を検討していく。

# とっとり元気づくり推進本部 いきいき長寿健康鳥取推進チーム

## 目 標

高齢者がいつまでも元気に、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる鳥取県

### 検討項目

○【重点】元気な高齢者の活躍の後押し、多様な活動・社会参加を通じた高齢者の生きがい増進

#### 目標 ⇒ 高齢者の社会参加を促進する取組の推進

◆とっとりいきいきシニアバンクの活用促進(活躍の場づくり)

◆多様な就労や起業等の支援

◆シニアボランティアの活動促進

◆高齢者のスポーツや文化芸術活動、高齢者クラブ活動の推進

(課 題) 活躍の場の掘り起こし、各種ボランティア組織と高齢者就労支援機関との情報共有・連携

(取組方針) シニアバンク登録者全員に年1回以上活動していただくとともに、活動をPRすることによる活躍の場の掘り起こしを図る。また、ボランティア組織と高齢者就労支援機関の連携に向けた意見交換等を実施する。

○【重点】健康寿命の延伸

#### 目標 ⇒ 健康寿命全国 TOP10入り

◆生活習慣病の発生活予防及び早期発見・早期治療、重症化予防の強化

◆介護予防、認知症の予防

(課 題) 健康づくりや健康管理が十分に行うことのできる環境整備及びがん検診受診率の向上

(取組方針) 住民主体による介護予防の取組推進、認知症に対する正しい理解(認知症予防・早期発見に関する啓発)

「ご当地体操」を活用した介護予防の取組の推進、日本財団との共同プロジェクトにおける

住民参加型健康づくり・認知症予防対策の実施

自立した生活の支援

○自立した生活の支援

◆地域に即した地域包括ケア体制の充実のための支援

【チーム構成】(想定)

(事務局) 福祉保健部

(関係部局) 元気づくり総本部、地域振興部、

生活環境部、商工労働部、教育委員会、警察本部

連携

○【重点】元気な高齢者の活躍の後押し、多様な活動・社会参加を通じた高齢者の生きがい増進

#### 目標 ⇒ 高齢者の社会参加を促進する取組の推進

◆とっとりいきいきシニアバンクの活用促進(活躍の場づくり)

◆多様な就労や起業等の支援

◆シニアボランティアの活動促進

◆高齢者のスポーツや文化芸術活動、高齢者クラブ活動の推進

(課 題) 活躍の場の掘り起こし、各種ボランティア組織と高齢者就労支援機関との情報共有・連携

(取組方針) シニアバンク登録者全員に年1回以上活動していただくとともに、活動をPRすることによる活躍の場の掘り起こしを図る。また、ボランティア組織と高齢者就労支援機関の連携に向けた意見交換等を実施する。

○【重点】健康寿命の延伸

#### 目標 ⇒ 健康寿命全国 TOP10入り

◆生活習慣病の発生活予防及び早期発見・早期治療、重症化予防の強化

◆介護予防、認知症の予防

(課 題) 健康づくりや健康管理が十分に行うことのできる環境整備及びがん検診受診率の向上

(取組方針) 住民主体による介護予防の取組推進、認知症に対する正しい理解(認知症予防・早期発見に関する啓発)

「ご当地体操」を活用した介護予防の取組の推進、日本財団との共同プロジェクトにおける

住民参加型健康づくり・認知症予防対策の実施

自立した生活の支援

○自立した生活の支援

◆地域に即した地域包括ケア体制の充実のための支援

【チーム構成】(想定)

(事務局) 福祉保健部

(関係部局) 元気づくり総本部、地域振興部、

生活環境部、商工労働部、教育委員会、警察本部

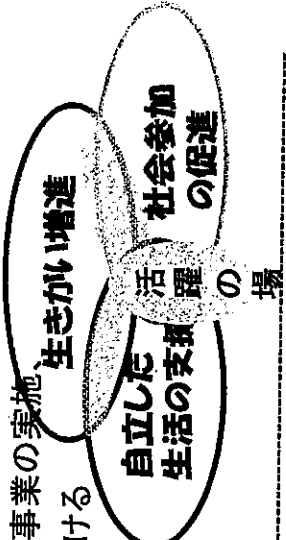
連携

【高齢者の住みやすい鳥取県を考える研究会】

・高齢者当事者・地域福祉関係者

・企業関係者、文化・スポーツ関係者

・住宅関係者 など



# 高齢者の活躍に関する諸制度等

奉仕

高齢者

その他

## とっとりボランティアバンク(県社協)

※福祉のボランティア(社会福祉法に規定) & 災害ボランティアの育成、登録、活用

## 鳥取県ボランティア総合情報サイト ボランとり(参画協働課)

※ボランティア募集情報、ボランティア活動希望者情報を掲示  
※依頼者は県へ連絡



【活動分類】

- 福祉・子育て・医療
- 文化・教育・スポーツ・交流・まちづくり
- 生活・環境・防災・安全
- 経済・雇用
- など

## いきいきシニア人材バンク(長寿社会課)

(資格や特技・技能を活かし、住民の文化活動や体育・スポーツ活動、学習会や子育て支援などの講師・指導者として活躍していただく制度。)

- ※登録者：県内在住者、登録料は無料
- ※活動地域：県内全域を対象可
- ※原則有償：依頼者と登録者の合意による
- ※依頼者が登録者を選択し県社協へ連絡

## シルバー人材センター

(地域の高齢者の就業ニーズと仕事を結びつける制度)

- ※請負、派遣、あっせん ※配分金又は賃金の支払いあり
- ※会員登録制(年会費要) ※活動地域：在住の市町村内
- ※利用者は活用したい人の選択不可

とっとり県民カレッジ

※個人的生活の充実に繋がる学習や、地域社会に役立つ学びの提供

社会参加する高齢者を学びで支援

就業

雇用契約による就労、起業

# 介護の魅力を発信する「仕事発見！みんなの介・改・快護フォーラム」の開催について

平成28年11月28日

長 寿 社 会 課

## 1 目的

介護の仕事に「やりがい」「誇り」を感じながら働き、自らその魅力を発信する介護職員を通じ、広く県民に介護や介護の仕事の理解を深めるとともに、特に若い世代の介護人材の参入促進を図る。

また、若手の介護職員が、介護の魅力(楽しさ・広さ・深さ)を再認識する機会とし、モチベーションを高め定着を図る。

## 2 概要

(1) 催し名	仕事発見！みんなの介・改・快護フォーラム～快護のススメ～
(2) 日 時	平成28年12月4日(日) 午後1時30分から午後4時30分まで (受付午後1時から)
(3) 場 所	鳥取市民会館 (鳥取市掛出町12番地)
(4) 対象者	中高生、介護福祉士養成施設学生、若手介護従事者、一般県民
(5) 内 容	<p>①介護従事者による取組事例発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人愛川舜寿会ミノワホーム 常務理事 馬場 拓也 氏 (ジョルジオアルマーニのトップセールスマンから介護業界へ転身された方)</li> <li>・株式会社ぐるんとびー 代表取締役 菅原 健介 氏 (広告業界から理学療法士に転身し、日本で初めてURの集合団地に小規模多機能の施設を開設された方)</li> </ul> <p>②パネルディスカッション</p> <p>〈進行〉 社会福祉法人地域でくらす会 副理事長 竹本 匡吾 氏</p> <p>〈パネリスト〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人愛川舜寿会ミノワホーム 常務理事 馬場 拓也 氏</li> <li>・株式会社ぐるんとびー 代表取締役 菅原 健介 氏</li> <li>・社会福祉法人こうほうえん 介護老人保健施設いなば幸朋苑 栗谷 信弘 氏 (書籍『介護男子スタディーズ』出演者)</li> <li>・社会福祉法人伯耆の国 グループホームおちあい 山本 沙紀 氏 (鳥取県介護福祉士会青年部 UP! 副部長)</li> </ul> <p>③トークショー「やりがいを持って仕事をするには」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル・タレント 寛 美和子さん</li> </ul> <p>④ブースの出展</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「体の“可動域”を広げる「導体」体験」 一般社団法人日本導体協会</li> <li>・「次世代福祉ロボット展示」 株式会社テムザック技術研究所</li> </ul>
(6) 主 催	鳥取県

## 3 その他

委託先 株式会社サテライトコミュニケーションズネットワーク(プロポーザルにより決定)

働きやすい介護の現場

必見じゃー!

面白そう!

行ってみる?

誘って

入場無料  
らしいよ!

# 介護の現場



## 仕事発見! みんなの介・改・快護フォーラム

「介護職」って、  
どんなイメージがありますか?  
実際の現場って、  
案外知られていないんです…。  
みんなで介護職の魅力が知れる  
フォーラムを開催します!

# 2016.12.4 SUN

13:30~16:30  
(開場・受付開始13:00)  
**鳥取市民会館**  
〒680-0041 鳥取市湯出町12番地

手紙通知あり  
実勢車配あり  
**入場無料**



お問い合わせ先  
鳥取福祉保健部長寿社会課  
〒680-8570  
鳥取県鳥取市東町1丁目220  
FAX.0857-26-8127  
TEL.0857-26-7176



詳しくはWEBで

●お問い合わせ E-mail: choujyushakai@pref.tottori.jp  
http://www.pref.tottori.lg.jp/chouju/  
鳥取県 長寿社会課

13:40~15:00

介護従事者による先進的取組事例紹介  
今の介護業界はどんな取組をしているのか。  
介護に対する新しい姿勢を事例を踏まえて紹介します。



講師  
社会福祉法人 常務理事  
愛川興寿会ミノワホーム 馬場 拓也氏  
ジョルジオアルマーニジャパン株式会社のトップセールスマンとして活躍した後、磨いたホスピタリティとセンスを生かすべく介護業界へ転身。



講師  
株式会社 代表取締役  
ぐるんとびー 菅原 健介氏  
広告業界で勤務した後、理学療法士に、小規模多機能型在宅介護の立ち上げ、管理者として勤務した後、独立、日本初となるUR団地のひと暮らしを使った施設を開設。

15:10~15:50

パネルディスカッション

県内の若手介護従事者を交え、あまり知る機会のない実際の現場での取組・やりがいなどをお話します。



パネラー  
■ 馬場 拓也氏 ■ 菅原 健介氏  
■ 鳥取県内の若手介護従事者2名

13:00~16:30

ブース

- 日本福祉協会  
【体の“可動域”を広げる「導体」体験】  
鳥取県全介護業界をはじめさまざまな業界から注目されている体と心の本来の力を取り戻す「導体」の体験ブースです。
- 株式会社テムザック技術研究所  
次世代福祉ロボット展示  
医療・福祉ロボットを身近で見学できるブースです。  
どんなロボットがやってくるかお楽しみに。

16:00~16:30

トークショー  
スペシャルゲスト



モデル・タレント  
筧 美和子 さん

「やりがいを持って仕事をするには」

美和子さんプロフィール  
2014年9月「ワタシはワタシらしく」  
「オトナロク」マガジン「10代10代」  
「クオレ」に「ワタシはワタシらしく」  
「目覚める」10代10代「ワタシらしく」  
「10代」の専属モデルを務める。現在も  
映画「ドラマ」俳優・モデルなど多方面  
で活躍中。

## 第5回・第6回とっとり型の保育のあり方研究会の開催概要について

平成28年11月28日  
子育て応援課

とっとり型の保育のあり方研究会について、10月21日に開催した第5回会議及び11月18日に開催した第6回会議について報告します。

第5回会議では、アンケート結果を報告した上で、在宅育児への支援に係る論点整理や自然保育認証制度への基準案についてご議論いただき、続く、第6回会議において、資料1及び2の制度内容、基準について検討いただき、概ね合意が得られました。

最終回となる12月に開催予定の次回会議では、報告書について検討いただく予定です。

### 記

#### 【第5回】

1 日時 平成28年10月21日（金） 10:00～正午

2 場所 鳥取県庁特別会議室

#### 3 主な内容

##### (1) 家庭内保育への支援に関する議論

項目	主な意見
支援の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所等の利用世帯との負担の公平性を図る。(公募委員)</li> <li>・ 親の子育ての選択肢が増える子育て環境の整備の側面と少子化対策・人口減少に歯止めをかける社会的側面がある。(学識経験者)</li> <li>・ 就労家庭が愛着を形成できていないとはいえないため、愛着形成を目的にすべきではない。(市町村)</li> <li>・ 保育士不足対策を目的にすると、問題を家庭で解決することになってしまう。副次的な効果にとどめるべき。(学識経験者)</li> </ul>
地域差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所入所率等の違いが市町村間であるため、市町村が実情に応じて支援方策を選択できる方式がよい。(市町村、公募委員、学識経験者)</li> </ul>
支援の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育ては家庭だけの問題ではなく、社会的問題でもあるため、家庭内保育に現金給付を行うことは必要であり、また大切である。(幼稚園関係者)</li> <li>・ 現金給付は子育てのために使われるのかという点もあり、子どもに支援が直接届く、現物給付、保育サービスの充実に重点を置くべきではないか。(市町村)</li> </ul>
支援の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付をするのであれば、所得制限を設けるべきではないか。(学識経験者、公募委員)</li> <li>・ 実際、保育所に入所する乳幼児の年齢を踏まえると現金給付であれば1歳までが対象で良いのではないか。(公募委員)</li> </ul>
支援に係る留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全戸訪問等のサービスの充実に制度に組み込むことにより、育児の孤立化、要支援家庭の把握に対応できるのではないか。(学識経験者)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所を利用していても家庭で保育していない家庭はいるため、「家庭内保育」という言葉の使用を考える必要がある。(学識経験者)</li> </ul>

##### (2) 保育所・幼稚園等における自然保育認証制度に関する議論

- ・ 研修やマニュアルの作成など、安全対策が重要である。(市町村、公募委員)
- ・ 活動時間は、現場の実態を確認した上で、少し背伸びした時間設定をすれば良いのではないか。(学識経験者)
- ・ 活動時間より、こういった活動をしたか質を審査することが必要ではないか。(学識経験者)
- ・ 対象となる自然体験活動は、極端な例でいうと森での活動に限るなど、厳しくみていくことが必要ではないか。(学識経験者)
- ・ 保育者の創意工夫が活かされるよう制度を設定する必要性もある。(学識経験者)

#### (参考)

家庭内保育の支援に関するアンケート結果概要 資料3

野外体験活動に関するアンケート結果概要 資料4

【第6回】

1 日時 平成28年11月18日(金) 10:00~正午

2 場所 鳥取県庁特別会議室

3 主な内容

(1) 在宅育児世帯への支援

※ 資料1の方向性及び制度内容について、概ね合意が得られた。

項目	主な意見
支援の目的	・ 経済的支援により「子育ての選択肢を広げる」とあるが、保育所入所の抑制につながるようなメッセージや現金給付の部分だけが独り歩きにならないように整理してほしい。(保育所関係者)
支援に係る留意点	・ 現金給付を行う場合、不正受給防止などの観点から子どもの姿が見える取り組みも必要となる。(市町村) ・ 現金給付を行わない場合であっても訪問などにより保護者と直接、出会うような取組を行うことによって、育児の孤立化などの対策を講じる必要がある。(市町村)
その他	・ 現金給付に近いクーポン券配布や現物給付を利用した育児の孤立化の取組は、非常に参考になる。(学識経験者) ・ 地域で一体となって子育て支援を広く行っていく上で、母子保健と子育て支援が連携を深めていくことが、非常に重要である。(学識経験者) ・ 在宅育児世帯は、病児・病後児保育を利用できない状況にあり、子育て支援としてフォローしてほしい。(公募委員)

(2) 保育所・幼稚園等における自然保育認証制度

※ 資料2の基準案について、概ね合意が得られたが、活動時間の基準は精査する。

項目	主な意見
活動時間	・ 活動時間の基準は、園当たりの設定であるが、クラス当たりの時間も両方基準として設定してはどうか。(保育所関係者、公募委員) ・ 活動時間の設定は、アンケートを基に行っているが、分散が大きく、設定した時間以外の時間も比較的多くあるため、各園から不満がでないよう確認してほしい。(学識経験者)
安全対策	・ 安全面に関する対策としてマニュアル作成や研修をしっかりと取り組んでほしい。(公募委員) ・ 自然での安全対策のみではなく、車等での移動時における安全対策も必要である。(公募委員) ・ 研修に職員を参加させると代替職員などの経費に係るので財政的な支援がほしい。(保育所関係者) ・ 安全管理に関するマニュアルは、既存園の活動を疎外することがないように考慮すること大切であるとともに、1から作るのではなく、既存のものを参考にして作っていくことが望ましい。(学識経験者)



## 在宅育児世帯への支援制度

## 1 結論（方向性）

○研究会としての結論（方向性）は、次のとおりでよいか。

- ・在宅育児世帯に対する経済的支援を充実すべきである。
- ・支援の手法は、現金給付に限らず、各地域の実情に応じて市町村が現物給付やサービスの利用料の軽減等を選択し、又は組み合わせることを可能とすることが適当である。
- ・在宅育児世帯への支援を行うに当たっては、育児の孤立化や特に支援が必要な家庭への対策を制度に組み入れることが必要である。

## 2 支援制度の内容

○支援制度の内容は、次のとおりでよいか。

項目	内容
支援の目的	<p>保育所等を利用する世帯に対して子育て支援として保育料無償化の取組を進めてきたことを踏まえ、支援の公平性を図る観点から、在宅育児世帯に対しても、経済的支援を行うことにより、保護者の子育ての選択肢を広げ、もって県民の希望出生率の実現に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを保育所等に入所させている家庭に対して、保育料の負担軽減という形で経済的支援を行う中、在宅育児世帯に対しても支援を行うことは、子育ての形態にかかわらず、公平な子育て支援を行うことができる。希望する子育ての形態を選びやすくすることで出生数の増加も期待できる。</li> <li>・なお、議論の過程では、親子の愛着形成や保育士不足、待機児童対策なども目的になりえるとの意見も出されたが、保育所を利用する家庭は愛着を形成できない、保育所利用を抑制するための施策といった間違ったメッセージの発信につながりかねないため、これらは目的としない。</li> </ul>
在宅育児世帯への支援の手法	<p>○支援の手法として「現金給付」「現物給付」「サービスの利用料の負担軽減」が考えられるが、市町村により保育所の入所率や保育の受け皿の整備状況に差があることから、子育て支援施策の優先順位が異なるため、市町村が地域の実情を勘案して手法を選択できる方式とする。</p> <p>○在宅育児世帯の保護者を対象に、現金給付、現物給付、サービスの利用料の負担軽減のいずれか又は複数を行う市町村を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所に入所させずに祖父母に子どもを見てもらう場合であっても、子どもを保育所に入所させていないことには変わりはなく、一定の費用が生じることを考慮し、祖父母が在宅で子どもを見ている世帯も対象に加える。</li> </ul>
支援の対象者	<p>○対象とする子どもの年齢は、1歳までとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園入園年齢である3歳までという意見もあったが、育児・介護休業法による育児休業が原則として1歳未満とされていることにかんがみ、1歳までを対象とする。</li> </ul> <p>○所得制限は、市町村の判断とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート等において、所得制限が必要という意見があったが、現金給付に関して所得制限をしていない市町村もあることから、地域の実情に応じて市町村が所得制限の設定を判断することとする。</li> </ul>
留意点	<p>○現金給付を行う市町村においては、併せて、定期的な訪問、面談その他の保護者が育児で孤立しない措置を講ずることが必要である。</p> <p>○子育て支援センターや保健師の家庭訪問回数の増、一時預かり、在宅育児世帯の子育てを支える取組の充実が必要である。</p> <p>○保護者が希望する期間の育児休業を取得できるよう、企業の理解並びに行政として企業への意識啓発及び企業の職場環境の整備への支援が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅育児世帯への支援により、不適切な養育が見えにくくなったり、育児の孤立化が進むことがないように、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）や子育て支援センターの取組の充実などにより、支援を必要とする家庭の把握及び支援を行うべきである。</li> </ul>

## 保育所・幼稚園等における自然保育認証制度の基準

### 1 基準案

○基準案は、次のとおりでよいか。

項目	基準案
目的	<p>県のめざす幼児の姿「遊びきる子ども」を目指し、子どもたちの「体力の向上」「感性」「探究心」「集中力」「自ら考える力」などを育成する場の一つとして鳥取県の豊かな自然を活用し、自然体験活動を推進することにより、子どもたちの健全育成を図る。</p> <p>※自然体験活動の定義            野外を中心に、豊かな自然環境や地域資源（自然の中で営まれる農林水産業等及びそれらに関わる人々）を身体や五感を使って積極的に活用した様々な体験活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験活動の範囲について、森などに限定してしてはどうかという意見もあったが、現状でも日々保育士・幼稚園教諭が創意工夫をして園庭も活用しながら自然に触れる取組を展開していることを踏まえて園庭での活動も含めることとする。</li> <li>・県教育委員会が策定した「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」において、「遊びきる子ども」を本県の目指す幼児の姿として、遊びの中で健康な心と体づくり、自立心、思考力、表現力などを育成していくこととしており、これらを育成する場の一つとして本県の豊かな自然を積極的に活用することで、子どもたちの健全な心身の成長・発達を促すことを目的とする。</li> </ul>
認証基準	
実施者	<p>保育所、幼稚園、認定こども園及び届出保育施設を運営する団体（法人格の有無を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に就学前の児童に保育・幼児教育を提供している施設を対象とする。</li> </ul>
活動計画及び内容	<p>○園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。</p> <p>○活動に当たっては、地域資源を活用し、地域の方々の協力を得られるよう努めること。</p> <p>○屋外の活動をする場所は、複数確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の活動方針等に盛り込むことにより、保育士個人の方針ではなく、園の方針として自然保育に関する取組を取り入れ、全職員が共通理解のもとに計画的に実施することを担保する。</li> <li>・活動の中には、専門性を必要とする活動があるなど、活動を支える支援者がいることが活動の効果、安全性の確保及び取組の継続性の観点から必要である。また、子どもたちが地域に愛着を持ちながら育つためにも、地域資源の活用、地域の方々の協力を得ながら行う活動が大切である。</li> </ul>
活動時間	<p>3歳以上児に係る自然体験活動の時間が園当たり、平均して週6時間以上とすること。</p>
活動時の職員体制	<p>保育士等の配置基準による。ただし、自然体験活動を行う場合は、子どもの人数にかかわらず保育者は最低2人以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営に影響を与えないため、通常の職員の配置基準とし、屋外での活動を考慮して、最低2人の保育士配置基準とする。また、活動の内容等に合わせて、安全面に配慮した人員体制とすることが必要である。</li> </ul>

項目	基準案
認証基準 質の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県等が実施する自然体験活動に関する研修を受講すること。</li> <li>○自然体験活動に関する内部研修を実施すること。</li> </ul> <p>・認証するだけでなく、自然保育に携わる人材育成を続けていくため、一定の研修受講を基準とする。</p> <p>・また、保育者に自然保育の意義、効果等について研修を通して一層理解を深めてもらうことも有効である。</p> <p>・野外を中心に活動している森のようちえんとの相互交流の機会を設けることは、認証を受けた保育所・幼稚園等と森のようちえん双方にとって、安全確保の手法や保育手法など研修効果が期待されることから、県において、こうした交流機会を積極的に設けるべきである。</p>
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県等が実施する安全対策研修を受講すること。</li> <li>○安全な移動手段を恒常的に確保すること。</li> <li>○避難又は危険回避ができる措置、怪我や事故への迅速な体制を確保すること。</li> <li>○自然体験活動における安全対策マニュアルを作成すること。</li> <li>○自然体験活動を行うに当たっては、安全に配慮した人員を確保するよう努めること。</li> </ul> <p>・自然体験活動を行う上で、子どもたちの安全は活動の大前提であり、安全対策及び安全確保が確実に行われる必要がある。</p>
認証手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第三者機関の意見を聴取した上で、認証基準に従って県で認証する。</li> </ul> <p>・保育・幼児教育の専門的な立場からの活動内容や安全管理の面などに対する意見を聴取した上で、認証を判断する。</p>

## 2 認証制度と財政支援の関係

自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業の対象を新しい認証制度により認証した園とし、必要な要件を満たした場合に、自然体験活動に必要な経費を支援する。

## 3 今後の展開と期待される効果

- ①子どもたちが鳥取の自然を満喫しながら心身ともに成長すること。
- ②鳥取県の自然を活用した保育の魅力、各園の特色ある活動をホームページや広報などにより県内外に情報発信できること。
- ③各園の取組について活動事例集を作成し、また交流会等を通じて情報を共有することにより、知識や経験が深まり、保育士等の質の向上や意欲に繋がるとともに、新たに取り組もうとする園が増えること。
- ④自然を活用した保育の魅力を知り、鳥取県で子育てをしたいという人々が増えること。

## 家庭内保育への支援に関するアンケート結果概要

## 1 調査概要

- 実施期間 平成28年7月25日 から 8月8日(月) まで
- 対象 県政参画電子アンケート会員(929名)
- 回答数 740名 (回答率 79.7%)

## 2 回答者の属性

1 男女別	男性:329人(44.5%) 女性:411人(55.5%)
2 年齢	10歳代:35人(4.7%) 20歳代:66人(8.9%) 30歳代:171人(23.1%) 40歳代:191人(25.8%) 50歳代:139人(18.8%) 60歳代:91人(12.3%) 70歳代以上:47人(6.4%)
3 地区別	東部:351人(47.4%) 中部:107人(14.5%) 西部:276人(37.3%) 県外:6人(0.8%)

## 3 結果概要

- 子育て中の方や子育て経験者では、自分で育てたいという理由から一定の年齢になるまでは家庭内で保育されている方が多く、保護者としては一定の年齢になるまで自分で育てたいという希望がある。  
一方で、経済的な理由やキャリア形成と子育ての両立、会社からの職場復帰の要請から0歳児から保育所に入園させたという方もあった。
- これらの状況は、現在子どもがいない方で将来の育児を考えられている方も同様の結果であった。
- 約7割が家庭内保育への経済的支援に対して、自宅での子育てにもお金がかかる、保育所利用世帯の公平性などから「行うべき・どちらという」という回答であった。
- また、約6割が経済的支援により、少子化対策に効果が「ある・どちらか」とあるという回答であった。
- さらに、経済的支援以外の必要な支援としては、「育児休業が取得しやすい職場づくり」が多く、また「孤立、育児不安、虐待の防止のためのサークル紹介など」「母子が孤立しない環境やサポート」が必要という今までの議論と同様の意見もあった。

## (1) 育児の状況(乳幼児の子育て中の方又は子育て経験者)

## ア 保育所、幼稚園又は認定こども園への入園の時期(回答者数 507名)

- 「一定の年齢になるまでは家庭で保育を行った(行っている)」が最も多い。

一定の年齢になるまでは家庭で保育を行った(行っている)	56.4%
1才になるまでは家庭で保育を行い、1才になったときに保育園等に入園した(する予定)	20.7%
0才のうちに保育園又は認定こども園に入園した	12.2%

## イ 一定の年齢になるまで保育園等に入園させずに家庭で保育を行った(行っている)の理由(複数選択)(回答者数 286名)

- 「子どもが一定の年齢になるまでは自分で(又は配偶者が自ら)育てたかった(育てたい)から」が最も多い。

子どもが一定の年齢になるまでは自分で(又は配偶者が自ら)育てたかった(育てたい)から	54.2%
自身又は配偶者が専業主婦(夫)だったから(だから)	40.6%
一定の年齢になった後に、集団生活をさせたかった(させたい)から	35.3%

## ウ 1才になるまでは家庭で保育を行い、1才になったときに保育園等に入園した(する予定)の理由(複数選択)(回答者数 105名)

- 「育児休業が取得できたから」が最も多い。

育児休業が取得できたから	50.5%
子どもが小さい(乳児の)ときは自分で(又は配偶者が自ら)育てたかった	44.8%

(育てたい) から	
世話してくれる祖父母等がいた (いる) から	19.0%

エ 0才のうちに保育園又は認定こども園に入園させた理由 (複数選択) (回答者数 62名)

- 「経済的に自身又は配偶者が就労する必要があったから」が最も多い。

経済的に自身又は配偶者が就労する必要があったから	53.2%
仕事でのキャリア形成と子育てを両立するため	37.1%
会社から職場復帰を求められたから	29.0%

(2) 将来の育児 (子どもがいない方)

ア 将来子どもを持ったときの保育園等への入所時期 (回答者数 108名)

- 「一定の年齢になった後に、保育園等に入園させたい」が最も多い。

一定の年齢になった後に、保育園等に入園させたい	55.5%
分からない・未定	26.9%
0才のときに保育園に入園させたい	12.0%

イ 一定の年齢になった後に、保育園等に入園させたい理由 (複数選択) (回答者数 60名)

- 「子どもが一定の年齢になるまでは自分で育てたい」が最も多い。

子どもが一定の年齢になるまでは自分で育てたい	75.0%
一定の年齢になった後に幼稚園等で集団生活をさせたいから	48.3%
一定の年齢になった後に幼稚園等の教育を受けさせたいから	35.0%

ウ 0才のときに保育園に入園させたい理由 (複数選択) (回答者数 13名)

- 「仕事でのキャリア形成と子育てを両立するため」と「早く復職しないと経済的に不安だから」が同数で多い。

仕事でのキャリア形成と子育てを両立するため	61.5%
早く復職しないと経済的に不安だから	61.5%
乳児期から専門家による保育を受けさせたい	15.4%
子どもに社会性を身につけさせたい	15.4%

(3) 家庭内保育への経済的支援

ア 乳児を家庭で保育している家庭への経済的支援の賛否 (回答者数 740名)

約70%が賛成(「行うべき」と「どちらかというを行うべき」)であった。

行うべき・どちらかというを行うべき	69.2%
どちらかという行うべきでない・行うべきではない	17.1%
分からない	13.6%

イ アの選択理由

選択肢	主な理由
行うべき・どちらかというを行うべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅にいても、子育てにはお金がかかる。</li> <li>・待機児童の減少につながるかもしれない。</li> <li>・少子化対策に必要</li> <li>・保育所利用世帯への支援との公平性</li> <li>・将来の社会を支える子どもを社会全体で育てていくことは当然</li> <li>・支援がバラマキで終わらないように願う。</li> </ul>
どちらかという行うべきでない・行うべきではない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援する理由・必要性がわからない。</li> <li>・育児は、親の義務である。</li> <li>・子どもの成長や教育面で保育所は重要であり、家庭で保育していると悪い面がでてくるかもしれない。</li> <li>・行政が介入すべき範囲を超えている、家庭に入り込むべき</li> </ul>

	<p>ではない。 ・子育てに使うとは限らない、子どものためではなく、自らが使ってしまう。</p>
--	--

○いずれの選択肢においても、「所得制限の設定」など家庭の状況に応じて支援対象の限定が必要という趣旨の意見があった。

区分	回答数	所得制限の設定	割合
行うべき	268	4	1.5%
どちらかというを行うべき	244	20	8.2%
どちらかというを行うべきでない	81	4	4.9%
行うべきではない	46	2	4.4%
分からない	101	6	5.9%
合計	740	36	4.9%

○年代別の状況

区分	全体数	行うべき・どちらかというを行うべき	どちらかというを行うべきでない・行うべきでない	分からない
10歳代	35人	88.6%	5.7%	5.7%
20歳代	66人	80.3%	10.6%	9.1%
30歳代	171人	73.7%	15.2%	11.1%
40歳代	191人	61.8%	19.4%	18.8%
50歳代	139人	63.3%	21.6%	15.1%
60歳代	91人	68.1%	17.6%	14.3%
70歳代以上	47人	72.3%	19.1%	8.5%
合計	740人	69.2%	17.2%	13.6%

○市部と町村部の状況

区分	全体数	行うべき・どちらかというを行うべき	どちらかというを行うべきでない・行うべきでない	分からない
市部	599人	67.9%	17.4%	14.7%
町村部	135人	74.8%	17.0%	8.2%
県外	6人	66.7%	0.0%	33.3%
計	740人	69.2%	17.2%	13.6%

○地区別の状況

区分	全体数	行うべき・どちらかというを行うべき	どちらかというを行うべきでない・行うべきでない	分からない
東部地区	351人	71.5%	14.8%	13.7%
中部地区	107人	69.2%	20.6%	10.3%
西部地区	276人	66.3%	19.2%	14.5%
県外	6人	66.7%	0.0%	33.3%
計	740人	69.2%	17.2%	13.6%

ウ 経済的支援以外の支援（3つ以内）（回答者数 740名）

「育児休業の取得しやすい職場づくり」が最も多い。

育児休業の取得しやすい職場づくり	69.3%
希望した時期に保育園への入園が可能となる環境	62.7%
子育て支援センター等の拠点整備	44.5%

【その他自由記載欄】

- ・企業が育休の保障をすべき
- ・親子を孤立させない環境・サポートが必要
- ・相談機関があること。など

エ 家庭内保育への経済的支援による少子化対策の効果（回答者数 740名）

約66%が効果がある（「ある」と「どちらかというところある」）という状況であった。

ある・どちらかというところある	66.3%
どちらかというところ無い・無い	22.7%
分からない	10.9%

○子どもの人数別

区分	全体数	ある・どちらかというところある	どちらかというところ無い・無い	分からない
1人	110人	64.5%	23.6%	11.8%
2人	276人	68.5%	21.4%	10.1%
3人	117人	64.1%	29.9%	6.0%
4人以上	25人	64.0%	32.0%	4.0%
子どもはいない	212人	66.0%	18.9%	15.1%
計	740人	66.4%	22.7%	10.9%

## 保育施設等の野外（自然）体験活動に関する調査結果の概要

### 1 調査対象

- ・ 県下の保育所・幼稚園・認定こども園（209園）
- ・ 回答数134園 [保育所103園・幼稚園13園・認定こども園18園]（回答率64.1%）

### 2 実施時期

平成28年8月19日～31日

### 3 調査結果の概要

- 自然体験活動として、ほとんどの園で、「森・野原の散策」、「農作業体験」、「生き物観察」、「雪遊び」を行っている。（生き物観察については、屋内外が不明）また、その他の回答では、園の周辺の散策が多い。実施回数は、年に数回、月に数回が多い。
- 週に数回以上行っている園における週平均時間は、2.25時間で、3時間以上の園は約3割である。
- ほとんどの園に近くに公園、田畑、里山などの自然体験活動が行える環境がある。
- ほとんどの園が地域との交流を行っており、「地域の慣習行事への参加」、「園開放による交流」、「農作業体験の提供」などが多い。また、その他の回答として、高齢者施設・サークルとの交流が多い。
- 今後の課題として、「安全性の確保が困難」、「職員に自然体験活動の経験・スキルが無い」といった意見が多い。

#### (1) 施設の概要

##### ・ 施設の所在地域

中心市街地 26.1%、郊外の住宅地 25.4%、田畑の多い農業地域 35.8%、漁港近くの漁業地域 3.7%、森林の多い中山間地 7.5%、その他 1.5%

#### (2) 自然体験活動の内容、頻度

##### ① 森・野原の散策

・ 月に数回、年に数回が多い。

有：112件 無：22件（実施率83.6%）

[頻度（多い順）]

年に数回 35.1%、月に数回 34.3%、週に数回 9.7%、年1回 3.0%、毎日 1.5%

うち、施設別では

区分	毎日	週に数回	月に数回	年に数回	年1回	したことがない
保育所	1.0%(1件)	10.7%(11件)	33.0%(34件)	31.1%(32件)	3.9%(4件)	20.4%(21件)
幼稚園	-	7.7%(1件)	23.1%(3件)	69.2%(9件)	-	-
認定こども園	5.6%(1件)	5.6%(1件)	50.0%(9件)	33.3%(6件)	-	5.6%(1件)

##### ② 農作業体験

・ 年に数回が最も多く、他の活動より取組が多い。

有：125件 無：9件（実施率93.3%）

[頻度（多い順）]

年に数回 35.8%、月に数回 26.1%、週に数回 17.2%、毎日 11.2%、年1回 3.0%



うち、施設別では

区分	毎日	週に数回	月に数回	年に数回	年1回	したことがない
保育所	14.6%(15件)	21.4%(22件)	24.3%(25件)	30.1%(31件)	1.9%(2件)	7.8%(8件)
幼稚園	-	7.7%(1件)	23.1%(3件)	69.2%(9件)	-	-
認定こども園	-	-	38.9%(7件)	44.4%(8件)	11.1%(2件)	5.6%(1件)

③ 生き物観察

・多いが、園内飼育の可能性大。

有：125件 無：9件（実施率93.3%）

[頻度（多い順）]

毎日40.3%、月に数回18.7%、年に数回17.2%、週に数回15.7%、年1回1.5%

うち、施設別では

区分	毎日	週に数回	月に数回	年に数回	年1回	したことがない
保育所	42.7%(44件)	16.5%(17件)	20.4%(21件)	14.6%(15件)	-	5.8%(6件)
幼稚園	38.5%(5件)	7.7%(1件)	-	38.5%(5件)	-	15.4%(2件)
認定こども園	27.8%(5件)	16.7%(3件)	22.2%(4件)	16.7%(3件)	11.1%(2件)	5.6%(1件)

④ 海・川遊び

・実施していない園は4割有り、活動も年1回から数回が多い。

有：75件 無：59件（実施率56.0%）

[頻度（多い順）]

年に1回31.3%、年に数回22.4%、月に数回2.2%、週に数回0%、毎日0%

うち、施設別では

区分	毎日	週に数回	月に数回	年に数回	年1回	したことがない
保育所	-	-	2.9%(3件)	20.4%(21件)	30.1%(31件)	46.6%(48件)
幼稚園	-	-	-	38.5%(5件)	23.1%(3件)	38.5%(5件)
認定こども園	-	-	-	22.2%(4件)	44.4%(8件)	33.3%(6件)

⑤ 雪遊び

・実施率は高いが、積雪があることが前提。場所が園庭の可能性大。

有：127件 無：7件（実施率94.8%）

[頻度（多い順）]

年に数回62.7%、週に数回14.9%、毎日11.2%、月に数回3.7%、年1回2.2%

うち、施設別では

区分	毎日	週に数回	月に数回	年に数回	年1回	したことがない
保育所	10.7%(11件)	17.5%(18件)	1.9%(2件)	65.0%(67件)	1.0%(1件)	3.9%(4件)
幼稚園	15.4%(2件)	-	-	61.5%(8件)	7.7%(1件)	15.4%(2件)
認定こども園	11.1%(2件)	11.1%(2件)	16.7%(3件)	50.0%(9件)	5.6%(1件)	5.6%(1件)

⑥ その他の活動

・回答数29件

・その他では「園の周辺地域の散策」7件ほか、園周辺での活動が多い。

(3) 自然体験活動の週平均時間（(2)の活動が毎日、週に数回に限定）

・回答数83件 [保育所69園・幼稚園6園・認定こども園8園]

・平均時間 2.25 時間

[内訳] 0～1 時間 48.2%、2～3 時間 32.5%、4 時間以上 19.3%

3 時間以上は 28.9%、5 時間以上は 14.5%

うち、施設別では

区分	0～1 時間	2～3 時間	4～5 時間	6～7 時間	8～9 時間	10 時間以上
保育所	46.4% (32 件)	37.7% (26 件)	10.1% (7 件)	1.4% (1 件)	2.9% (2 件)	1.4% (1 件)
幼稚園	50.0% (3 件)	16.7% (1 件)	-	16.7% (1 件)	16.7% (1 件)	-
認定こども園	62.5% (5 件)	-	25.0% (2 件)	-	-	12.5% (1 件)

(4) 園の近くの自然体験活動を行っている環境

・ほとんどの園においては、園の近くに体験活動を行う環境あり。

有：127 件 無：7 件

[内訳] 田畑：66.4%、都市公園：37.3%、森林・里山：33.6%、高原・野原：24.6%、川：21.6% 等

・その他の活動場所として、園の周辺地域が多い

(5) 地域の方々との交流

・ほとんどの園において地域の方々と交流を行っている。

有：127 件 無：7 件

[内訳]：地域の慣習行事への参加：67.2%、園開放による交流：50.7%、農業体験の提供：49.3%、昔遊びの指導：29.9% 等

・その他として、高齢者施設・サークルとの交流などが多い。

(6) 今後の課題

[多い順]

・安全性の確保が困難：65.7%

・職員に自然体験活動の経験・スキルが無い：44.0%

・フィールドが少ない：36.6%

・費用がかかる：26.9%

・職員の負担が大きい：26.1%

・保護者の理解が必要：19.4% 等

・その他としてフィールドへの交通手段（バス等）の確保が多い

## 保護者の野外（自然）体験活動に関する調査結果の概要

### 1 調査対象

- ・園に対する調査において回答のあった園のうち、5歳児がいる園の中から各圏域ごとに市街地3、郊外2、農村2の計21園を抽出（園の野外体験活動の頻度も考慮）
- ・抽出した園の5歳児数421人の保護者に対して園を經由して調査票を送付
- ・回答数145人（回答率34.4%）

### 2 実施時期

平成28年9月2日～16日

### 3 調査結果の概要

- ほとんどの保護者は、園が自然体験活動を行っていることを認知している。活動回数は、約半数が「年に数回」と認知している。
- ほとんどの保護者は、園が自然体験活動を行うことに対して肯定的である。
- ほとんどの保護者は、自然体験活動で子どもに変化があったと答え、主に見られた変化として「動植物や自然に対する興味・好奇心の向上」、「自発的に行動するようになった」、「友達と遊ぶ楽しさや思いやりを持つようになった」、「体力が付き、多少のケガでも我慢できるようになった」などの意見があった。
- また、子どもが自然体験活動を体験したことによる家庭での生活の変化では、「体験活動を通して、家族での会話が増えた」、「家族で自然を楽しむことが増えた」、「子どもが外で遊ぶことが増えた」などの意見があった。
- ほとんどの保護者は、園が自然体験活動を行うことを望んでおり、活動回数は「月に数回」が最も多く、認知している園の回数より多くの活動を望んでいる。

#### (1) 保護者の基本的事項

##### ① 年齢構成

- ・30歳代が約6割、40歳代は約4割  
(20歳代5.5%、30歳代56.6%、40歳代37.2%、無回答0.7%)

##### ② 子どもとの続柄

- ・回答者は母がほとんど  
(母91.0%、父8.3%、無回答0.7%)

#### (2) 自然体験活動の認知、頻度、子どもの変化

##### ① 園が自然体験活動をしているかの認知

- ・ほとんどの保護者が認知  
(している91.0%、していない2.1%、わからない6.9%)

[している方のみ質問]

##### ア 自然体験活動の頻度は。(多い順)

- ・年に数回が約5割、月に数回が約3割  
(年に数回47.0%、月に数回34.1%、週に数回9.8%、年1回2.3%、毎日2.3%、無回答4.5%)

##### イ 自然体験活動を受けることについて良かったと思うか。

- ・ほとんどの保護者が活動に対して肯定的  
(はい97.7%、いいえ0%、わからない1.5%、無回答0.8%)

##### ウ 子どもが自然体験活動を体験してどのような変化が見られたか。(自由記載)

- ・変化ありの回答がほとんど  
(変化あり 94.5%、変化なし又はわからない 5.5%)

[主な回答内容]

- ・動植物や自然に対する興味・好奇心が向上した。
- ・自発的に行動をするようになった。
- ・友達と遊ぶ楽しさや思いやりを持つようになった。
- ・体力がつき、多少のケガでも我慢できるようになった。
- ・自ら体験したことを話すようになった。

エ 子どもが自然体験活動を体験して家庭での生活に何か変化が見られましたか。

- ・変化ありの回答がほとんど  
(変化あり 88.3%、変化なし又はわからない 11.7%)

[主な回答内容]

- ・体験活動を通して、家族での会話が増えた。
- ・家族で自然を楽しむことが増えた。
- ・子どもが外で遊ぶことが増えた。
- ・子どもが動植物など自然物に興味を持つようになった。
- ・子どもが植物、食べ物を大切にするようになった。

② 園が自然体験活動を行うことを望むか。

- ・ほとんどの保護者が望んでいる。  
(はい 97.2%、いいえ 0.7%、わからない 1.4%、無回答 0.7%)

[はいの方への質問]

自然体験活動の頻度は。(多い順)

- ・月に数回が約 5 割、年に数回が約 3 割  
(月に数回 50.4%、年に数回 29.1%、週に数回 16.3%、毎日 3.5%、年 1 回 0%  
無回答 0.7%)

[いいえの方への質問] ※回答者 1 名

その理由は。

安全に不安

## 第2回子育て王国とっとり実現チーム会議の開催概要について

平成28年11月28日  
子育て応援課

結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく社会全体で支える仕組みづくり、特に中高生からのライフプラン教育や、企業における子育てしやすい職場環境整備を推進するため、「子育て王国とっとり実現チーム」の第2回会議を開催しました。

### 1. 「子育て王国とっとり実現チーム」の基本方針

2030年に希望出生率(1.95)を実現すること、またそのステップとして2018年に合計特殊出生率1.72を実現することを目指す。

### 2. 第2回チーム会議の概要

(1) 日時 平成28年11月9日(水) 10:00~11:30

(2) 場所 第4応接室(本庁舎3階)

(3) 出席者 林副知事(チーム長)、福祉保健部長、子育て王国推進局長、子育て応援課長、とっとり暮らし支援課長、長寿社会課長、女性活躍推進課長、労働政策課長、小中学校課長、高等学校課長

(4) 概要 希望出生率1.95に向けた取組の方向性について議論し、次のように取り組むこととなった。

#### 【平成29年度の取組の方向性】

##### ○ 在宅育児世帯への支援

「とっとり型の保育のあり方研究会」での議論を踏まえ、保育所を利用しない在宅育児世帯への支援を検討

##### ○ 働き方改革

「鳥取県版ハローワーク」を設置して、多様な働き方支援や雇用環境の改善、利用者へのワンストップ支援や移住施策との連動を通して、本県ならではのワークライフバランスの取れた働き方を検討

##### ○ 女性活躍推進

部下の仕事と家庭の両立を応援し、自らもワークライフバランスを実践する「イクボス」の取組について、更なる普及啓発を実施。

また、女性が管理的地位で活躍する上での阻害要因(仕事と家庭の両立困難等)について、業種別に要因・課題を分析し、業種に応じた支援を検討。

#### 【子育て王国とっとり実現チーム共同事業】

##### ○ 県庁企業訪問・セミナーと情報共有

制度の周知チラシを訪問やセミナーでの配布、簡単な事業説明であれば、他課が企業を訪問する際に配布・説明を実施してもらうことにより、より多くの企業等への制度周知を図る。

##### ○ 子育て王国とっとり企業ガイド(特設ホームページ)の作成

現行の子育て関連認定制度のうち12制度を、子育て、男女共同参画など5分野毎の認定状況により、各企業を☆1から☆5毎にまとめ、新たなブランドとして情報発信する。

## 第3回子育て王国とっとり会議の開催概要について

平成28年11月28日  
子育て応援課  
福祉保健課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」について、今年度の第3回目の会議を下記のとおり開催しました。

### 記

#### 1 第3回会議の開催について

- (1) 日時 11月14日(月) 午後2時から午後4時まで
- (2) 場所 鳥取県庁議会棟3階 特別会議室
- (3) 内容

##### ア 議事

- (ア) 希望出生率1.95に向けた新たな取組の方向性について
- (イ) 鳥取県子どもの貧困対策推進計画の改訂案について
- (ウ) 子どもの貧困対策に関する施策の検討状況について

##### イ その他

#### 2 主な議論

##### (1) 希望出生率1.95に向けた新たな取組の方向性について

利用者の多様化する保育サービスに係るニーズに対応するため、家庭で保育を行う者への支援を検討するとともに、家庭で保育を行った者が円滑に職場復帰できるよう、働き方改革及び女性活躍推進の取組を関係部局が連携して推進する。

##### ア 平成29年度の取組について

###### (ア) 在宅育児世帯への支援

「とっとり型の保育のあり方研究会」での議論を踏まえ、保育所を利用しない在宅育児世帯への支援を検討する。

###### (イ) 働き方改革

「鳥取県版ハローワーク」を設置して、多様な働き方支援や雇用環境の改善、利用者へのワンストップ支援や移住施策との連動を通して、本県ならではのワークライフバランスの取れた働き方を検討する。

###### (ウ) 女性活躍推進

- ・部下の仕事と家庭の両立を応援し、自らもワークライフバランスを実践する「イクボス」の取組について、更なる普及啓発を実施する。
- ・女性が管理的地位で活躍する上での阻害要因（仕事と家庭の両立困難等）について、業種別に要因・課題を分析し、業種に応じた支援を検討する。

##### イ 委員からの意見

- ・在宅育児世帯への支援に注目している。新しい仕事なので4月からスムーズに立ち上がるの心配である。
- ・在宅育児世帯が増えることにより、虐待が発見しづらくなることが想定される。家庭内においても虐待を発見できる、保護者の孤立を防ぐ取組が必要。
- ・家計が苦しいので育休明けで働きたいが、保育所がなく、一時保育で対応し、かえって保育

所に預けるよりお金がかかるということがある。仕事に復帰したいときに復帰できるよう、保育所の量の確保や保育所が見つかるまでの支援が必要。

## (2) 鳥取県子どもの貧困対策推進計画の改訂案について

子どもの貧困対策推進計画について、達成目標などの改訂案を諮り、会議の承認を得た。(別添資料参照)

### [委員からの意見]

- ・高校卒業後の進路の決定率は、県平均に比べ、生活保護世帯の数値は格段に低い。一日でも早く県平均並みになるように施策を講じてもらいたい。
- ・中高での支援も大事だが、乳幼児期にしっかりとした保育を提供することが、その後の成長発達に、20年後、40年後まで生きてくるので、0歳からのトータルの保障を念頭に置いてほしい。

## (3) 子どもの貧困対策に関する施策の検討状況について

子どもの貧困対策推進計画を基に実施していく施策の検討状況を提示し、各委員からご意見を伺った。

### [委員からの意見]

- ・いろいろな施策が必要な人に届くことが一番大切なので、ホームページの掲載やチラシの配布だけでなく、周知の方法をしっかりと考えなければならない。また、いろいろな相談窓口があっても、必要な人が行くためには、連れて行く、あるいは付いて行くなど丁寧な対応が必要。

## 3 平成28年度の実施状況及び今後の予定

回数	時期	内容(予定)
第1回	平成28年 5月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長選出</li> <li>・鳥取県子どもの貧困対策推進計画の改訂について</li> <li>・推進指針の改訂について 等</li> </ul>
第2回	平成28年 8月24日	《子どもの貧困対策関係》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「低所得者のくらし安心対策チーム」会議で把握した、子どもの貧困対策に関する課題・ニーズと施策の方向性について意見聴取</li> </ul>
第3回	平成28年 11月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度新規事業の検討</li> </ul> 《子どもの貧困対策関係》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・達成目標見直し案及び推進計画見直し案(中間とりまとめ)の提示、意見聴取</li> <li>・来年度予算に向けての意見聴取</li> </ul>
第4回 (予定)	平成29年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度新規事業の報告</li> </ul> 《子どもの貧困対策関係》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の進捗状況及び新年度予算の説明</li> </ul>

#### 4 子育て王国とっとり会議委員について

- (1) 任期 平成28年5月26日から平成30年5月25日  
 (2) 委員の構成 委員24名  
 (3) 会長 鳥取大学地域学部地域教育学科教授 塩野谷 斉 (委員の互選により決定)

分野		職名等	氏名
学識経験者		鳥取大学地域学部地域教育学科教授	塩野谷 斉
		鳥取大学附属幼稚園園長	
		鳥取短期大学教授 地域交流センター長	白石 由美子
公募		会社役員 相談室主宰	林 ルミ
		畜産業	田中 亜未
子育て中の人		鳥取市立神戸小学校PTA会長 鳥取県PTA協議会評議員	山本 賢璋
他県からの移住者	福岡県⇒大山町	林業	井上 健一郎
	大阪府⇒鳥取市	音楽制作会社経営者	森川 寛史
将来子育てを行う人	学生	鳥取環境大学経営学部(2年生)	光浪 彩耶香
地域で子育てを支援している人	東部	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク副代表	塚田 比佳理
	中部	倉吉はばたき人権文化センター所長	山下 千之
	西部	NPO法人えがおサポート代表理事	藤澤 幸恵
児童福祉	保育所	倉吉東こども園園長 (鳥取県子ども家庭育み協会会長)	大橋 和久
	母子生活支援施設	鳥取市母子生活支援施設つくし所長 (鳥取県母子生活支援施設協議会副会長)	玉谷 隆明
	認定こども園	倉吉幼稚園園長	井尾 雅一
保健・医療	医師(小児科)	谷本こどもクリニック副院長	谷本 弘子
	歯科医師	岸本歯科医院医院長(鳥取県歯科医師会理事)	岸本 匡史
	保健師	大山町健康対策課 主任保健師	金田 夏美
教育	幼稚園	東みずほ幼稚園園長	笹木 美穂子
	家庭教育	家庭教育アドバイザー (鳥取県中部子ども支援センターとっとり代表)	松島 緯子
産業		東洋交通施設株式会社代表取締役社長	西垣 豪
		鳥取県商工会青年部連合会副会長	房安 祐一
労働		社会保険労務士	前村 幸子
市町村	市	鳥取市福祉保健部健康・子育て推進局次長	山中 八寿子
	町村	湯梨浜町子育て支援課課長	丸 真美

#### 《参考》 子育て王国とっとり会議の概要

- 1 設置根拠 子育て王国とっとり条例第12条
- 2 設置時期 平成26年5月26日
- 3 所掌事務
  - (1) 子育て王国とっとり条例関係
    - ア 子育て王国とっとり推進指針の策定に当たり、知事に意見を述べること。
    - イ 鳥取県子どもの貧困対策推進計画について、知事に意見を述べること。
    - ウ 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。
  - (2) 子ども・子育て支援法関係
    - ア 県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようするときに意見を述べること。
    - イ 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。



子どもの貧困対策推進計画の達成目標項目（案）

別添資料

1 行政成果指標（アウトカム指標）の新設

【指標採用の考え方】

- ・子どもや親の状況に着目した指標を採用することとし、具体的な行政施策との結び付きが強い指標はなるべく採用しない。
- ・子どもの健康や発達の観点から生活習慣や学習習慣をしっかりと身に付けて、健全な学校生活を送り、就労自立に結び付けるとともに、あわせて経済的困難を抱える親への支援を行うことにより、子どもの貧困の防止を図っていくという考え方に沿った指標を採用（別紙参照）。

区分		目標項目	出典	
子どもの状況	一般世帯	生活・学習の基礎	虫歯のない3歳児の割合	3歳児歯科健康診査
			毎朝朝食を摂っている児童・生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
			学校外学習時間が1時間未満の児童生徒の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
	学校生活		各教科ごとの県平均正答率、最上位層・最下位層の割合	文部科学省「全国学力・学習状況調査」
			不登校の児童生徒の割合（小中学校）	文部科学省「学校基本調査」
			高校非卒業率	文部科学省「学校基本調査」
	進学	大学等進学率	文部科学省「学校基本調査」	
	就労自立	若年無業者率（15歳～34歳人口に占める無業者の割合）	国勢調査	
	生活保護世帯	進学	生活保護世帯の子どもの高校進学率	厚生労働省調べ
進路		生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進路決定率		
親の状況	就業	ひとり親家庭の親の正規雇用率	鳥取県ひとり親家庭実態調査	

2 行政活動指標（アウトプット指標）の改訂

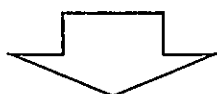
		目標項目	現行値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
統合	}	生活困窮世帯及び生活保護世帯向けの学習支援事業の実施市町村数	4	全19市町村
		ひとり親家庭等学習支援事業の実施市町村数	2	
		学習支援事業の実施市町村数	5	
		毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村数	15	
		生活困窮者又は生活保護受給者就労準備支援事業の実施市町村数	2	
		ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進継続給付金事業の実施市町村数	—	
		ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	11	
		子育て世代包括支援センター（ネウボラ）の設置市町村数	2	
		スクールソーシャルワーカーの配置市町村数	11	
新設	}	スクールソーシャルワーカー対応事業のケース会議の回数	472回	650回
		【参考】スクールソーシャルワーカー対応事業の好転数	392件	575件

## アウトカム指標の体系イメージ

[テーマ]

<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの健全な育ちから就労自立へ</li> <li>○経済的困難を抱える親への支援</li> </ul>	}	子どもの貧困の解消へ
--	---	------------

子ども（一般世帯）		親	
状況	指標	状況	指標
1 生活・学習の基礎づくり (1)生活習慣を身に付ける ア 歯みがき イ 三食摂取 (2)学習習慣を身に付ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虫歯のない3歳児の割合</li> <li>・毎朝朝食を摂っている児童・生徒の割合</li> <li>・学校外学習時間が1時間未満の児童生徒の割合</li> </ul>	経済的困窮の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の親の正規雇用率</li> </ul>
2 健全な学校生活 (1) 学力の向上 (2) 楽しい小中学校生活 (3) 楽しい高校生活 ア 高校への進学 イ 中退の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科ごとの県平均正答率</li> <li>・最上位層・最下位層の割合</li> <li>・不登校の児童生徒の割合</li> <li>・高校非卒業率</li> </ul>		
3 高卒後の進学 大学等への進学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等進学率</li> </ul>		
4 就労自立 職業を得て経済的自立生活へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年無業者率</li> </ul>		
子ども（生活保護世帯）			
1 高校への進学 進学率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯の子どもの高校進学率</li> </ul>		
2 高卒後の進路 高校卒業後、進学や就職等それぞれの進路へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進路決定率</li> </ul>		



### 子どもの貧困の解消へ

子どもの貧困対策推進計画の達成目標項目（アウトカム指標）（案）

区分	目標項目	現行値	目標値 (平成31年度末)	参考：全国値	出典		
子どもの状況	生活・学習の基礎	虫歯のない3歳児の割合	86.0% (H27)	82.1% (H25)	3歳児歯科健康診査		
		毎朝朝食を摂っている児童・生徒の割合	96.3% (H28)	95.5% (H28)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」		
		学校外学習時間が1時間未満の児童生徒の割合(平日)	95.2% (H28)	93.3% (H28)			
			37.7% (H28)	37.3% (H28)			
	一般世帯	各教科ごとの県平均正答率	国語A: 75.2% 国語B: 58.0% 算数A: 77.0% 算数B: 46.8% (H28)	全国平均を上回ると共に、毎年向上	国語A: 72.9% 国語B: 57.8% 算数A: 77.6% 算数B: 47.2% (H28)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	
			国語A: 76.7% 国語B: 67.1% 数学A: 63.2% 数学B: 44.4% (H28)	全国平均を上回る	国語A: 75.6% 国語B: 66.5% 数学A: 62.2% 数学B: 44.1% (H28)		
		最上位層の割合が全国を上回る割合	25% (H28)	100%	—		文部科学省「学校基本調査」
			100% (H28)	100%	—		
		最下位層の割合が全国を下回る割合	75% (H28)	100%	—		文部科学省「学校基本調査」
			75% (H28)	100%	—		
不登校の児童生徒の割合(小中学校)	0.51% (H27)	全国平均を下回ると共に、毎年低減	0.36% (H26)	文部科学省「学校基本調査」			
高校非卒業率	2.74% (H27)	8%	2.69% (H26)	文部科学省「学校基本調査」			
進学	大学等進学率	9.3% (H27)	8%	8.0% (H27)	文部科学省「学校基本調査」		
生保世帯	若年無業者率(15歳~34歳人口に占める無業者の割合)	43.5% (H28)	全国平均に近づけると共に、毎年向上	54.5 (H27)	文部科学省「学校基本調査」		
		6.86% (H22)	全国平均を下回る	6.20% (H22)			
	生活保護世帯の子どもの高校進学率	92.8% (H27)	県平均に近づけると共に、毎年向上	県平均値 98.6% (H27)	国勢調査		
		84.0% (H27)	県平均に近づけると共に、毎年向上	県平均値 97.7% (H27)			
親の状況	ひとり親家庭の親の正規雇用率	64.8% (H25)	70.2%	67.2% (H23)	厚生労働省調べ 鳥取県ひとり親家庭実態調査		
		50.2% (H25)	54.4%	39.4% (H23)			

注)・生活保護世帯の進学・進路に関する県平均値の出典は文部科学省「学校基本調査」。  
・ひとり親家庭の親の常用雇用率の全国値の出典は「全国母子世帯等調査」。

鳥取県子どもの貧困対策推進計画達成目標（案）

1 行政成果指標（アウトカム指標）

目標項目		現行値	目標値 (平成31年度)
虫歯のない3歳児の割合		86.0% (H27)	毎年向上
毎朝朝食を摂っている児童・生徒の割合	小	96.3% (H28)	全国平均を上回ると共に、毎年向上
	中	95.2% (H28)	
学校外学習時間が1時間未満の児童生徒の割合（平日）	小	37.7% (H28)	全国平均を下回ると共に、毎年向上
	中	32.6% (H28)	
各教科ごとの県平均正答率	小	国語A:75.2% 国語B:58.0% 算数A:77.0% 算数B:46.8% (H28)	全国平均を上回る
	中	国語A:76.7% 国語B:67.1% 数学A:63.2% 数学B:44.4% (H28)	
最上位層の割合が全国の割合を上回る割合	小	25% (H28)	100%
	中	100% (H28)	
最下位層の割合が全国の割合を下回る割合	小	75% (H28)	100%
	中	75% (H28)	
不登校の児童生徒の割合（小中学校）	小	0.51% (H27)	全国平均を下回ると共に、毎年低減
	中	2.74% (H27)	
高校非卒業率		9.3% (H27)	8%
大学等進学率		43.5% (H28)	全国平均に近づけると共に、毎年向上
若年無業者率（15歳～34歳人口に占める無業者の割合）		6.86% (H22)	全国平均を下回る
生活保護世帯の子どもの高校進学率		92.8% (H27)	県平均に近づけると共に、毎年向上
生活保護世帯の子どもの高校卒業後の進路決定率		84.0% (H27)	県平均に近づけると共に、毎年向上
ひとり親家庭の親の正規雇用率	父親	64.8% (H25)	70.2%
	母親	50.2% (H25)	54.4%

2 行政活動指標（アウトプット指標）

目標項目	現行値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
学習支援事業の実施市町村数	5	全19市町村
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村数	15	
生活困窮者又は生活保護受給者就労準備支援事業の実施市町村数	2	
ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進継続給付金事業の実施市町村数	—	
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	11	
子育て世代包括支援センター（ネウボラ）の設置	2	
スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置市町村数	11	
SSW対応事案のケース会議の回数	472回	650回
【参考】SSW対応事案の好転数	392件	575件

## 岩美町における乳児死体遺棄事件に係る第1回検証委員会の開催概要について

平成28年11月28日  
青少年・家庭課

平成28年11月18日に第1回の検証委員会を開催しましたので、その概要を報告します。

### 1 当日の議論の概要

- 田中佳代子鳥取県児童福祉入所施設協議会会長（鳥取こども学園乳児部院長）を部会長に選任。
- 関係者の処罰目的ではなく、再発防止の提言が目的であることを委員で確認。

（今後の進め方）

- 関係者の追加ヒアリングを事務局で実施。
- 公判を傍聴し、虐待の経過を確認。それらを踏まえ再発防止策を提言する。

（検証のポイント）

- 母親が何故相談できなかったのか、妊娠から出産に至る過程等母親の心情を詳しく把握して検証を進めることが必要。

### 2 今後の検証スケジュール

裁判の進捗状況にもよるが、今後2～3回の委員会を開催し、早ければ年度内に報告書をまとめ、公表する予定。

### <事案の概要>

- 岩美町内の雑木林に生後間もないとみられる女の子の赤ちゃんの遺体が発見され、死体遺棄の容疑で岩美町内に住む35歳の母親が逮捕。
- また、自宅倉庫から死後1～3年が経過した別の乳児遺体が見つかり、死体遺棄容疑で再逮捕。
- 上記2件の死体遺棄について立件され、起訴されている。
- 雑木林に遺棄した乳児への殺人容疑でも逮捕されたが、嫌疑不十分で不起訴処分となった。

### <鳥取県児童虐待死亡事案検証委員会委員>

（鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会委員）

氏名	所属
田中 俊幸	鳥取県民生児童委員協議会理事
田中 佳代子	鳥取県児童福祉入所施設協議会会長
和田 尚子	鳥取県子ども家庭育み協会理事
福田 眞弓	鳥取県母子生活支援施設協議会会長
菊池 義人	鳥取大学医学部教授（臨床心理）
杉本 俊正	青少年健全育成協力員
駒井 重忠	鳥取県弁護士会
山田 和子	和歌山県立医科大学大学院保健看護学科 研究科特任教授

※今回の事案の背景として、「望まない妊娠」があると考えられることから、検証に当たっては、県助産師会の西江順子会長、児童虐待防止協会の中西眞弓理事に助言者として参加していただいている。

# 平成28年度第1回鳥取県ドクターヘリ運航連絡会議の概要及び今後の進め方について

平成28年11月28日  
医療政策課

11月7日に開催した平成28年度第1回鳥取県ドクターヘリ運航連絡会議の概要並びに今後の進め方について、以下のとおり御報告します。

## 1 ドクターヘリ運航調整委員会及び運航連絡会議とは

ドクターヘリ事業を安全かつ円滑で効果的に実施し、関係機関による協議、情報共有、意見交換等を行うため、以下の2つの会議を設置し、運航開始前にあつてはドクターヘリ運航要領（運航のルール）について議論し、運航開始後にあつては諸課題について協議・調整を行うこととしている。

名称	構成機関	目的	協議事項
運航調整委員会	県内の関係機関（医療機関、医師会、消防機関、警察機関、航空関係機関等）。委員13名。	○関係機関による協議、調整 ○運航要領の策定 ○運航に係る基本的事項の協議・決定等	(1) ドクターヘリ運航要領に関する事項 (2) 関係機関の連携に関する事項
運航連絡会議	運航調整委員会委員+運航範囲全県（兵庫、島根、岡山、広島）の関係機関。53機関。	○関係機関による連携、情報共有、意見交換等 ○運航要領等についての議論等	(3) その他ドクターヘリ事業に関わる必要事項

## 2 平成28年度第1回鳥取県ドクターヘリ運航連絡会議の概要

まず、事務局からドクターヘリ導入の概要について説明し、ドクターヘリ運航要領（案）を中心に議論したところ、関係機関から以下の意見が出された。なお、現在関係機関に運航要領（案）の意見照会中であり、第2回運航調整委員会で運航要領を策定する予定である。

- 今後鳥取ドクヘリと連携・協力していきたい。（隣県ドクターヘリ基地病院の医師より）
- 要請基準（どのような傷病の場合にドクヘリを要請できるかの基準）がドクヘリごとに異なると消防機関が混乱するので、調整してほしい。  
→関西広域連合では、第2優先順位以下のドクヘリの要請・運航は、第1優先順位のドクヘリの運航要領に従うことになっているので、そのようにやれば問題はないと思う。
- 各県ドクヘリの要請順位、各県消防防災ヘリとの棲み分け・連携について具体的に整理してほしい。
- 鳥取ドクヘリは後発なので、他のドクヘリの運航と十分に調整を図っていくことが大切。（基地病院）

## 3 鳥取県ドクターヘリに係る今後の進め方

時期	内容
H28. 11. 25	運航業務に係る一般競争入札の開札（鳥大病院）
～H29. 1月	運航調整委員会において、運航の基本事項を定める運航要領を議論、策定
H29. 2月	鳥取県議会 H29当初予算案附議 ・格納庫等 約3億円、県が整備（基金を活用） ・給油施設等 約1億円、鳥大病院が整備（国・県・病院各1/3。県費：約0.3億円） ・運航経費等 約0.6億円、関西広域連合が実施（国・連合各1/2。連合への負担金は要請県で按分。県費：約0.1億円） ※約0.6億円はH29年度運航期間の3箇月分（訓練含）。H30年度以降は約2.5億円
H29. 3月	関西広域連合議会 H29当初予算案附議 ・運航経費等 約0.6億円、関西広域連合⇒鳥大病院へ補助
～H29. 3月	関西広域連合関係協定・中国5県関係協定の新規締結・変更
H29. 5月～	格納庫、取付誘導路、給油施設、運航管理室等工事
H29年度末	運航開始

鳥取県ドクターヘリ運航連絡会議 構成機関一覧

H28.11.10現在

県	機関区分	二次医療圏	機関	運航調整委員会	備考	機関数		
鳥取県	基地病院	西部	国立大学法人鳥取大学	委員長	会長。病院長	18		
				副委員長	副会長。救急科教授			
	医療機関	東部	鳥取県立中央病院 国民健康保険智頭病院	○				
				中部	鳥取県立厚生病院		○	
							西部	日野病院組合日野病院
	医療関係団体	全県	公益社団法人鳥取県医師会	○				
	消防機関	東部	鳥取県東部広域行政管理組合消防局	○				
				中部	鳥取県中部ふるさと広域連合消防局		○	
							西部	鳥取県西部広域行政管理組合消防局
	警察機関	全県	鳥取県警察本部	○				
	航空関係機関	全県	航空自衛隊	○				
			-	米子空港ビル株式会社	○			
	高速道路	-	西日本高速道路株式会社中国支社					
	市町村	西部	米子市					
境港市								
市町村関係団体	全県	鳥取県市長会						
		鳥取県町村会						
県	全県	鳥取県	○ ○	消防防災課 消防防災航空センター				
兵庫県	基地病院	但馬	公立豊岡病院組合立豊岡病院			4		
	消防機関	但馬	美方広域消防本部					
	警察機関	全県	兵庫県警察本部					
	県	全県	兵庫県					
島根県	基地病院	出雲	島根県立中央病院			14		
				松江	松江赤十字病院			
	医療機関	雲南	雲南市立病院					
		出雲	島根大学医学部附属病院					
		大田	大田市立病院					
		隠岐	隠岐広域連合立隠岐病院					
		松江	松江消防本部					
	消防機関	松江	安来市消防本部					
			雲南	雲南消防本部				
		出雲	出雲市消防本部					
		大田	大田市消防本部					
隠岐		隠岐広域連合消防本部						
警察機関	全県	島根県警察本部						
県	全県	島根県						
岡山県	基地病院	県南西部	川崎医科大学附属病院			9		
	医療機関	津山・英田	津山中央病院					
		高梁・新見	高梁中央病院					
	消防機関	津山・英田	津山圏域消防組合消防本部					
		高梁・新見	高梁市消防本部					
			新見市消防本部					
		真庭	真庭市消防本部					
	警察機関	全県	岡山県警察本部					
県	全県	岡山県						
広島県	基地病院	広島	広島大学病院			8		
	医療機関	備北	市立三次中央病院					
			総合病院庄原赤十字病院					
			福山・府中	福山市民病院				
	消防機関	備北	備北地区消防組合消防本部					
		福山・府中	福山地区消防組合消防局					
	警察機関	全県	広島県警察本部					
県	全県	広島県						
						53		

# 第1回鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会の結果について

平成28年11月28日  
医療指導課

平成28年11月10日に第1回「鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会」を開催し、「第3期鳥取県医療費適正化計画」の策定に関して協議した結果について報告します。

## 1 委員会の概要

### (1) 名称

鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会

### (2) 設置目的

平成28年10月に、医療費適正化計画の策定、実績評価、計画の変更等に関する調査審議を行うため設置。

#### 【医療費適正化計画とは】

- ・国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的・計画的に推進するため、国の定める「医療費適正化基本方針」に即して都道府県が策定する計画。
- ・医療費適正化計画は、既に第1期計画（平成20年度～24年度）、第2期計画（平成25年度～29年度）が策定済みであり、第3期計画は平成30年度から開始する6年間（～35年度）の計画となる。

### (3) 医療費適正化計画で定める主な法定事項

- ・住民の健康の保持の推進に関する目標
- ・医療の効率的な提供の推進に関する目標
- ・目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項 等

### (4) 委員

14名（学識経験者3名、医療を受ける者3名、医療の担い手4名、保険者4名で構成）

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者 (3名)	黒沢 洋一	鳥取大学医学部医学科 教授	委員長
	小山 雅美	鳥取県介護支援専門員連絡協議会 理事	
	廣山 恵	鳥取県東部医師会在宅医療介護連携推進室	
医療を受ける者 (3名)	林 仁美	鳥取県連合婦人会 会員	
	中島 さつき	鳥取県金属熱処理協業組合 庶務係長	
	花原 秀明	全国健康保険協会鳥取支部評議会 被保険者代表委員	
医療の担い手 (4名)	米川 正夫	鳥取県医師会 常任理事	
	中村 裕志	鳥取県歯科医師会 常務理事	
	原 利一郎	鳥取県薬剤師会 常務理事	
	間庭 弘美	鳥取市立病院 看護部長	
保険者 (4名)	有沢 郁翁	鳥取県後期高齢者医療広域連合 事務局長	
	深松 保次	全国健康保険協会鳥取支部 企画総務部長	
	岡本 克彦	鳥取市福祉保健部保険年金課 医療費適正化推進室長	
	佐々木 真美子	境港市市民生活部 次長（市民課長兼務）	

## 2 委員会での主な意見

### (1) 概括的な意見

- ・計画が実効的なものになるためには、具体的な数値目標を設定する必要がある。
- ・目標設定に当たっては、優先順位を考慮する必要。
- ・国が示した必須の目標設定項目があるが、本県独自の目標項目を設定できないか。
- ・数値目標設定項目として、がん対策、COPD、飲酒対策を加えてはどうか。

### (2) 住民の健康の保持の推進目標に関する主な意見

#### ＜がん対策＞

- ・喫煙対策を重視し、健康寿命の延伸を図り、結果として医療費の適正化を図ってはどうか。
- ・タバコに関して、たばこ税の増税が喫煙率の低下に寄与する一方で、コンビニでのたばこ販売が安易



な喫煙につながっていると思われる。

- ・喫煙率は、特定健診での問診結果を踏まえると低下している。
- ・大学生の喫煙者は減っているが、高齢者の喫煙者は減っていない印象がある。
- ・がん検診で胃カメラは有効である。また、胃がんの早期発見のためにピロリ菌の検査は必要。

＜特定健診＞

- ・がん検診は受診率が向上しているが、特定健診は、受診勧奨しても通院しているから大丈夫との被保険者の意見が多く受診率が低迷している。
- ・医療機関からの受診勧奨や集落単位での健診体制で効果を挙げている保険者がある。
- ・受診率向上に保険者はあらゆる手段を講じて努力されているが、住民の受診行動になかなか結びつかない。

(3) 医療の効率的な提供の推進目標に関する主な意見

- ・保険者にとって、医療費適正化のためにジェネリック医薬品の普及促進は必要。
- ・患者に応じた薬の投与が必要であり、ジェネリックについては、一律に推進することは好ましくない。
- ・かかりつけ薬局の動きがあり、重複投薬、多重投薬などの抑制に効果が期待できる。

(4) 今後の進め方

- ・健康寿命の延伸と適正な医療について、被保険者等の関係者のインセンティブを高める支援が必要であり、国が示した指標の活用も検討する。
- ・今回の意見等を踏まえ、今後、目標設定項目を検討し、その中で具体的な進捗管理に関する指標（定量的、定性的）も定めて、骨子案を作成する。
- ・また、目標達成に向けてどのような取組が必要なのか、関係機関との連携を図る必要がある。
- ・第2回までに各委員から必要に応じて、個別に意見を聴取し、骨子案に反映させる。

3 計画策定の今後のスケジュール（予定）

時 期	主 な 内 容
平成28年11月～ 平成29年11月	○策定評価委員会での検討（4回程度開催） ＜日程案と主な協議事項＞ ※当面の間、国の動向を踏まえ、各委員から必要に応じて個別に意見聴取 平成29年5月 計画（骨子案）を作成し、方向性等の具体的な協議 平成29年9月 計画（素案）の提示 平成29年11月 計画（案）の提示 ※ 途中経過を、県議会常任委員会、医療審議会、地域医療対策協議会で説明
平成30年1月	○計画（案）を関係機関へ意見照会 （医療審議会、地域医療対策協議会、保険者協議会、市町村） ○計画（案）を県議会常任委員会に報告 ○パブリックコメントの実施
平成30年2月～ 平成30年3月	○上記の意見照会、パブリックコメント等の意見を踏まえて修正 ○平成30年3月 策定評価委員会で最終計画（案）の決定 ○第3期計画の策定、公表 ○県議会常任委員会に報告
平成30年4月～	○第3期計画の開始

以下の計画も同時期に改定作業  
 ・県医療計画  
 ・介護保険事業支援計画  
 ・県健康増進計画

※ 国の動向及び他の計画（医療計画、介護保険事業支援計画等）と内容の整合性を図った設定

## 第2期鳥取県医療費適正化計画の進捗状況

### (1) 住民の健康の保持の推進

【状況】 平成24年度と平成26年度を比較すると着実に実施率が向上しているが、目標達成のためには、更なる努力が必要。なお、特定健康診査・特定保健指導の実施率は、全国的にも同様な状況にある。

(特定健康診査の実施率：4.0%増、特定保健指導の実施率：9.0%増)

計画で設定した項目	平成29年度の目標値 (本県)	平成26年度の実績		
		本県	全国	全国順位
①特定健康診査の実施率	70%以上 (37.1%、38位)	44.6%	48.6%	33位
②特定保健指導の実施率	45%以上 (13.2%、28位)	25.9%	17.8%	9位
③メタボリックシンドロームの 該当者割合	11% (13.2%、6位)	13.5%	14.4%	6位
③メタボリックシンドロームの 予備群割合	9% (11.6%、15位)	11.6%	11.8%	22位

※ 「平成29年度の目標値」欄の〇は、平成22年度の実績数値及び全国順位 (①・②降順、③昇順)

### (2) 医療の効率的な提供の推進

【状況】 平均在院日数及び後発医薬品の使用促進の目標を概ね達成している。

計画で設定した項目	平成29年度の目標値 (本県)	平成27年度の実績		
		鳥取県	全国	全国順位
④ 平均在院日数				
一般病床	17.8日 (19.2日、24位)	17.9日	16.5日	29位
療養病床	109.7日 (109.7日、4位)	103.6日	158.2日	1位
精神病床	287.1日 (327.7日、27位)	284.4日	274.7日	25位
結核病床	61.7日 (61.7日、16位)	92.8日	67.3日	42位
⑤ 後発医薬品の使用促進				
医薬品調剤率	全国平均以上 (本県45.9%・全国47.7%、39位)	66.1%	65.0%	28位

※ 平成29年度の目標値欄の〇は、平成22年度の実績数値及び全国順位

(平均在院日数：昇順、医薬品調剤率：降順)

### (3) 医療費の動向について

医療費の動向		鳥取県	全国
医療費総額	平成23年度	1,853億円	385,350億円
	平成26年度	1,945億円	408,071億円
	増加額	92億円	22,721億円
医療費総額の伸び率(平成23年度→26年度)		104.96%	105.9%
一人当たり医療費	平成23年度	317千円(21位)	302千円
	平成26年度	339千円(20位)	321千円
	増加額	22千円	19千円
一人当たり医療費の伸び率(平成23年度→26年度)		106.9%	106.3%

## 平成28年度 第3回市町村国民健康保険連携会議及び

### 市町村長との意見交換の結果について

平成28年11月28日

医療指導課

#### 【連携会議－課長級との意見交換】

- 1 日時 平成28年10月14日（金）13:30～16:15
- 2 出席 市町村国保主管課長等、国保連合会事務局長等
- 3 主な意見

項目(論点)	市町村の意見	県の方針
特別医療費助成に係るペナルティの解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別医療費助成に係るペナルティの県の財政支援の検討はH30からでは遅い。H29に本算定に向かうのであれば、H28中での検討が必要。</li> <li>○国は小児医療に特化したものだが、本来は特別医療助成全体に係る検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国は子育て支援の観点から、まずは小児医療に関してのみ検討をしている。</li> <li>○県の財政支援等の検討時期については整理する。</li> </ul>
保険料水準のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料水準のあり方等に対する県方針の説明は全首長に説明し意見交換する場が必要。</li> <li>○市町村は保険料率の統一により市町村ごとに保険料率を決めなくてもよいという大きなメリットがある。</li> <li>○住民にとっては、統一化して保険料が高くなっては困る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全首長を集めた説明会の開催が可能かどうか持ち帰って検討したい。 ※ 11/22に開催</li> <li>○保険料率に関しては、現実的な問題としてH30に向けての統一化は困難であるとの判断。将来にわたってどうあるべきか、運営方針作成の過程の中で検討する。</li> </ul>
標準保険料率の算定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○標準保険料率の算定方式について、前回3方式で向かう意向も示されたが、4方式での方向性も残っている。いつ決定するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4方式に加えて3方式でもシミュレーションを行い、その試算結果を踏まえて、今年度中には方向性を決定したい。</li> </ul>
市町村事務の共同化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村事務の共同化の受け皿として、県の職員体制はどのようになるのか。</li> <li>○共同事務の受け皿について、必要があれば市町村からやりくりして、職員を県へ派遣するなどで対応ということもあるのではないか。</li> <li>○事務の共同化について、県にイニシアティブをとって進めて欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的には、共同事務は市町村が実施するもので、県自らが人員を増やしてこれを請け負うといった考えはない。</li> <li>○必要となればお願いしたい。</li> <li>○作業部会で鋭意、作業中。</li> </ul>

#### 【市町村長との意見交換】

- 1 日時 平成28年11月22日（火）10:00～11:30
- 2 出席 市町村（7市町村長、4副市町村長、3部長、5課長）、国保連合会事務局長等  
県（福祉保健部長、健康医療局長、医療指導課長ほか）
- 3 主な意見

項目(論点)	市町村の意見	県の方針
特別医療費助成に係るペナルティの解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>○減額措置は国の制度であるが、特別医療費助成制度は県と市町村が共同で行っているもの。県として減額措置への対応を示す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今年度中に一定の方向性を得ることを目標としたい。</li> <li>○最終的には納付金の本算定を行う平成29年秋頃までには決定したい。</li> </ul>

<p>保険料水準のあり方について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料率の統一には反対。</li> <li>○市町村ごとの保険料率で行くべき。</li> <li>○都道府県化により被保険者の保険料が上がるのが心配。</li> </ul>	<p>○保険料率に関しては、現実的な問題として H30 に向けての統一化は困難であるとの判断。将来にわたってどうあるべきか、運営方針作成の過程の中で検討する。</p>
<p>標準保険料率の算定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4方式を3方式へ変更するのは容易ではない。</li> <li>○H30 から3方式で行くのは困難であり、4方式でのスタートでよい。</li> <li>○まずは4方式と3方式のシミュレーションをして、それぞれのメリット性を提示してほしい。</li> <li>○資産割については様々な問題があるが、廃止については制度改革のタイミングでないとできないと考える。</li> </ul>	<p>○4方式に加えて3方式でもシミュレーションを行う。算定方式の最終決定は市町村であり、試算結果を参考にしていきたい。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料等の試算等に当たっては、都道府県化しなかった場合と比較し、その差（増加分）への対応を検討すべき。</li> <li>○県は都道府県化の意義をもっと示すべき。</li> <li>○市町村事務の共同化のメリット性をもっと示すべき。</li> </ul>	<p>○今後、整理し示して行きたい。</p>

※ 当会議に出席されていないすべての市町村長に会議結果を報告した上で、12 月中に福祉保健部長が訪問して、上記の点について意向を確認する。

# 薬剤師確保に関するアンケート結果について

平成28年11月28日  
医療指導課

県内の薬剤師不足の実態を把握するため、県内の病院・薬局を対象にアンケート調査を実施した。前回調査から約2年ぶりの調査であったが、薬剤師の不足状況に改善は見られず、全体としては、むしろ需要増の傾向が見られた。

## 【概要】

- 今年4月以降に、新たに薬剤師を採用した施設の数、計39施設(病院:13施設、薬局26施設)であり、採用人数は、計46.4人(病院:17.8人、薬局:28.6人)であった。うち新人薬剤師は、29.1人であった。(人数は常勤換算人数)
- 薬剤師の需要は、全県で255人(早急に必要:128.4人、将来的に必要な:126.6人)であった。前回調査の230人に比べて増加しており、特に、西部地区の薬局での需要増が目立った。一方で、西部地区の病院での将来的必要人数は減少した。
- 早急に薬剤師が必要な施設は、全県で107施設(病院:23、薬局:84)であり、前回調査の80施設から増加した。
- アンケートでは、薬剤師の退職補充ができていない施設、薬剤師確保のため定年延長などにより対応している施設、数年内に定年を迎える薬剤師のいる施設など、逼迫した状況が見受けられた。

※「早急に必要」とは、概ね1年以内を、「将来的」とは概ね5年以内としてアンケートを実施。(今年度)

1 調査時点 平成28年9月1日 (参考)前回調査:平成26年10月1日

## 2 対象・回収率

前回調査に比べ、薬局において若干回収率が低下したが、ほぼ同程度であり、地域差もなかった。

	病院	病院の内訳			薬局	薬局の内訳			計
		東部	中部	西部		東部	中部	西部	
対象数	44	14	10	20	271	97	56	118	315
回答数	44	14	10	20	194	70	39	85	238
回収率	100%	100.0%	100.0%	100.0%	71.6%	72.2%	69.6%	72.0%	75.6%
(参考)前回回収率	100%				74.1%				77.8%

## 3 薬剤師の配置人数(常勤換算後) ※その他休業中29人あり。(H28.9.1現在)

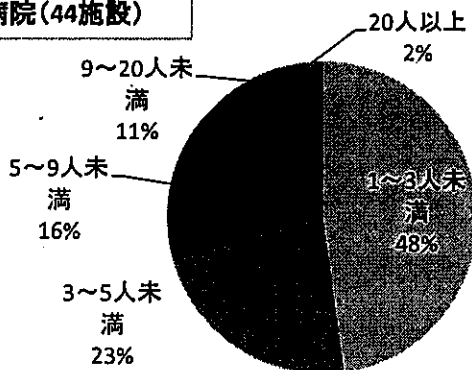
前回調査に比べ、病院において人数が増加した。薬局は変わりなし。

(単位:人)

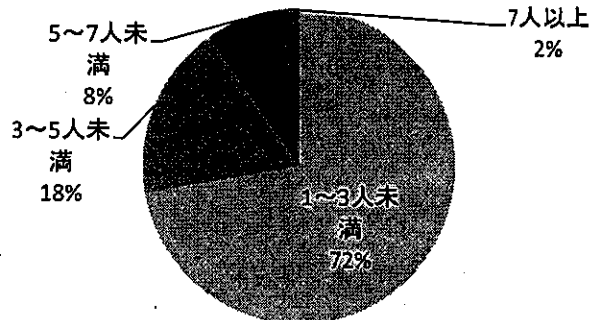
	病院	病院の内訳			薬局	薬局の内訳			計
		東部	中部	西部		東部	中部	西部	
常勤換算(人)	236	88.5	34.2	113	481	188.8	91.2	201.4	717
(参考)前回人数	222				480				702

※配置人数毎の施設割合 病院の約半数、薬局の約3/4は、薬剤師3人未満で業務を行っている。

### 病院(44施設)



### 薬局(194施設)



4 平成28年度採用実績(常勤換算) (平成28年4月1日から9月1日)

今年4月以降に、新たに薬剤師を採用した施設の数は、計39施設(病院:13施設、薬局:26施設)であり、採用人数は、計46.4人(病院:17.8人、薬局:28.6人)であった。  
 うち新規免許取得者、29.1人(県内出身者:20.6人、県外出身者:8.5人)であった。  
 前回調査とは若干期間が異なるが、病院での採用数は同程度、薬局での採用数は若干少なかった。

(単位:人)

	病院	病院の内訳			薬局	薬局の内訳			計
		東部	中部	西部		東部	中部	西部	
採用施設数	13施設	5施設	3施設	5施設	26施設	8施設	5施設	13施設	39施設
採用人数	17.8	7	2.8	8	28.6	12.1	5	11.5	46.4
うち新規免許取得者	11.8	6	0.8	5	17.3	8.3	2	7	29.1
県内出身者	7.8	3	0.8	4	12.8	6.8	1	5	20.6
県外出身者	4	3	0	1	4.5	1.5	1	2	8.5
前年度からの増員数	11.5	4	0.8	6.7	20.9	9	3.8	8.1	32.4

(参考:前回結果) H26.4.1~H26.10.1までの採用

採用施設数	9施設	33施設	42施設
採用人数	17	34	51

5 薬剤師の需要(常勤換算)

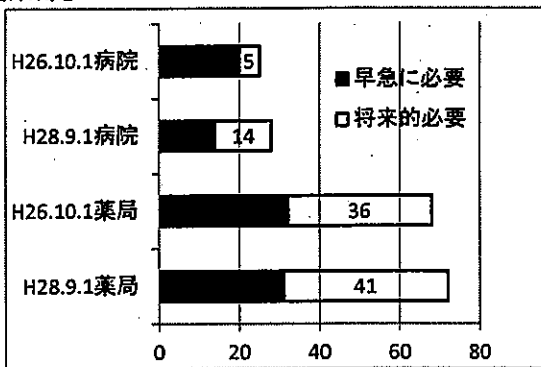
(単位:人)

	病院	病院の内訳			薬局	薬局の内訳			計
		東部	中部	西部		東部	中部	西部	
早急(1年以内)	41.3	14	12	15.3	87.1	31.2	16	39.9	128.4
将来的(5年程度)	32	14	4	14	94.6	41	16.5	37.1	126.6
計	73.3	28	16	29.3	181.7	72.2	32.5	77	255

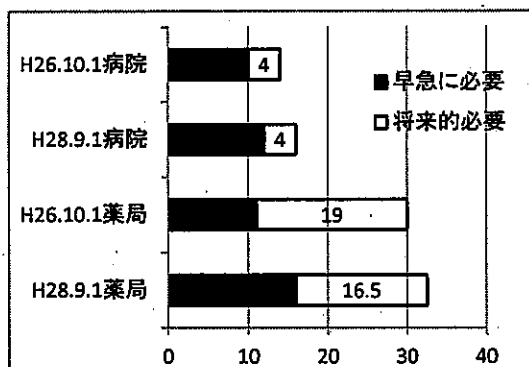
(参考)前回結果

早急	42	20	10	12	65	32	11	22	107
将来的	39	5	4	30	84	36	19	29	123
計	81	25	14	42	149	68	30	51	230

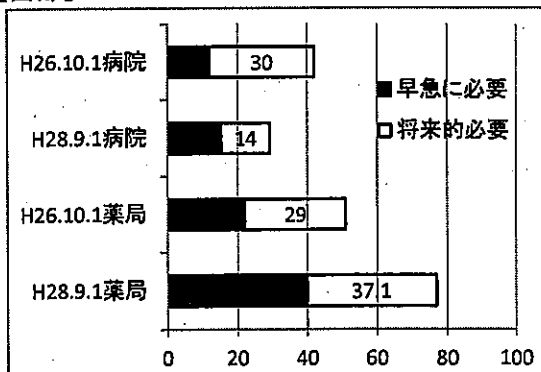
【東部】



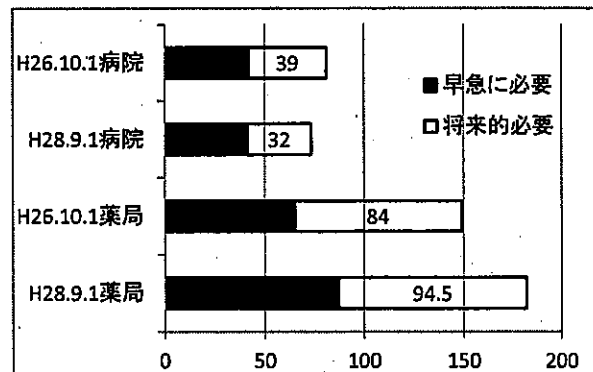
【中部】



【西部】



【県全体】



6 早急に薬剤師の採用が必要な施設の状況

(単位:施設数)

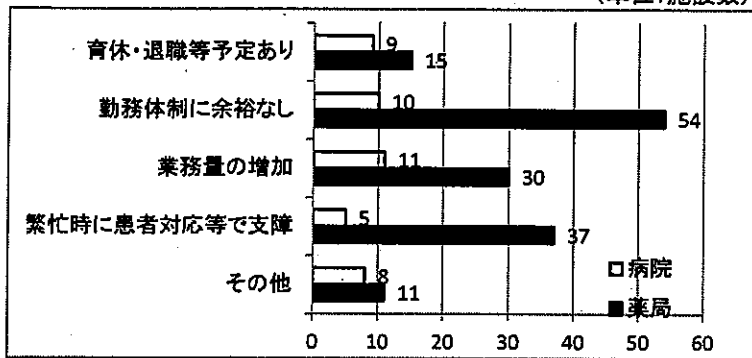
	病院	病院の内訳			薬局	薬局の内訳			計
		東部	中部	西部		東部	中部	西部	
1人未満	1	0	0	1	23	7	4	12	24
1~2人未満	13	3	3	7	52	16	9	27	65
2~3人未満	4	1	1	2	8	4	2	2	12
3~4人未満	3	3	0	0	0	0	0	0	3
4~5人未満	1	0	0	1	1	1	0	0	2
5人以上	1	0	1	0	0	0	0	0	1
計	23	7	5	11	84	28	15	41	107

(参考) 前回結果

1人未満	1	1	0	0	19	7	3	10	20
1~2人未満	9	3	3	3	32	14	7	11	41
2~3人未満	4	1	1	2	10	7	0	3	14
3~4人未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4~5人未満	1	1	0	0	0	0	0	0	1
5人以上	4	2	1	1	0	0	0	0	4
計	19	8	5	6	61	28	10	24	80

7 主な不足理由(早急に採用が必要な理由)

(単位:施設数)



\*「その他」の理由例

<病院>

- ・業務の充実(服薬指導加算算定等)
- ・時間外勤務の削減、年休取得確保

<薬局>

- ・業務の充実(学校薬剤師活動等)
- ・新規薬局開設予定
- ・時間外勤務の削減

<参考> 本県の薬剤師確保の取組

(1) 鳥取県薬剤師確保対策推進事業(補助事業)(鳥取県薬剤師会・県)

○薬学部設置大学の就職ガイダンスへの参加

【実績】H24年度:5大学、H25年度:4大学、H26年度:4大学、H27年度:4大学、H28年度:3大学(12月時点)

○薬剤師募集の広報・チラシ等作成・配布

○未就業者登録・マッチング事業、復職支援プログラムの実施

○高校生向け薬学部・薬剤師紹介セミナーの実施(H27年度~)

薬科大学から講師を招き、薬学部のカリキュラムや授業の紹介、就職状況などを紹介してもらうとともに、県内の若手薬剤師の発表などを通じて、高校生やその関係者に薬学部や薬剤師の知識を深めてもらう。

【実績】平成27年度 66名(高校生36名・保護者等30名)

平成28年度 51名(高校生28名・保護者等23名)

(2) 薬剤師無料職業紹介所の開設(鳥取県薬剤師会)

(3) 薬学教育6年制における実務実習の受入薬局・病院の確保(薬剤師会及び病院薬剤師会)

県出身薬学生へのUターン就職が期待される「ふるさと実習」を推進。

【実績】平成24年度 病院:21人 薬局:17人、平成25年度 病院:22人 薬局:13人

平成26年度 病院:19人 薬局:17人、平成27年度 病院:23人 薬局:21人

平成28年度 病院:22人 薬局:22人

(4) 薬学生サマーセミナーの実施(H26年度~)(県)

県内の病院・調剤薬局での薬剤師のチーム医療への関わり、在宅医療などへの取組等の現場体験を通して、卒業後の進路検討の参考としてもらい、県内就業を促進。

【実績】平成26年度 薬学生:10人(大学数:5)、受入施設:10施設(病院7・薬局1・県機関2)

平成27年度 薬学生:33人(大学数:16)、受入施設:13施設(病院7・薬局3・県機関3)

平成28年度 薬学生:28人(大学数:15)、受入施設:17施設(病院11・薬局3・県機関3)

# 智頭大麻事件に関する報告（電子アンケート結果も含む）について

平成 28 年 11 月 28 日

医療指導課

県は(株)八十八や（代表取締役 上野俊彦）に対して、大麻栽培者免許を交付していたが、上野代表と従業員 2 名が、大麻取締法違反（大麻不法所持、譲渡等）で 11 月 11 日に起訴された。  
これに対し、県としての主な対応について、次のとおり報告します。

## 1 免許の概要

申請者：(株)八十八や

免許日：平成 28 年 4 月 21 日（当初免許は、H25. 4. 30）

栽培地：八頭郡智頭町八河谷 724 番地ほか（14 筆）

面積：13,881 m<sup>2</sup>

活用法：麻袋、米俵、わらじ、むしろ、祭事用の神事用具、麻炭、麻味噌、麻油 ほか

※ 智頭町として地域振興の観点から、伝統的な生業の掘り起こし・復元に取り組んでおり、麻栽培もその 1 つとして支援。

## 2 事件の概要

- ・10 月 4 日 上野代表及び従業員 2 名が、大麻の不正所持の現行犯として逮捕。
- ・10 月 20 日 大麻栽培地内の大麻草を事件捜査の証拠品として押収。
- ・10 月 24 日 上野代表及び従業員 2 名が、大麻の譲渡等の疑いで再逮捕。
- ・11 月 11 日 上野代表は大麻取締法違反（所持・譲渡）、従業員 2 名は大麻取締法違反（所持）の罪で起訴。

## 3 これまでの主な対応

### ○免許の取消し

大麻栽培地を適切に管理できない状況が、免許交付に当たり付した条件に違反すると判断して、平成 28 年 10 月 19 日付けで大麻栽培者免許の取消しを行った。

### ○「鳥取県薬物濫用対策推進計画」の改正

「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」に定める「鳥取県薬物濫用対策推進計画」を 10 月 19 日付けで改正し、「鳥取県では一切の大麻・けしの栽培を認めません。」と規定した。

### ○「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」の改正

条例の改正案を平成 28 年 11 月定例県議会に提案。

#### 【改正の内容】

県の責務の項目に、以下の条項を追加する。

知事は、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 大麻取締法第 1 条に規定する大麻草の栽培の免許はしない。
- (2) 麻薬原料植物の栽培を行おうとする者に対しては、麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第 20 号に規定する麻薬研究者の免許はしない。
- (3) 厚生労働大臣に対するけしの栽培の許可の申請については、許可すべきではない旨の意見を付す。

### ○「危険ドラッグ撲滅対策本部会議」の開催

・11 月 21 日に開催。

・智頭の大麻事案の説明と対応について庁内で情報共有を行い、再発防止を図る目的で開催。

### ○条例改正に関する県政参画電子アンケートの実施

・詳細は、別紙のとおり



## 「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」の改正に係る 県民参画電子アンケートの実施結果について

- 1 実施期間 11月10日(木)～11月17日(木)【8日間】
- 2 回答状況 回答数 752名(回収率 78.8%) ※アンケート対象会員数 954名

### 3 調査目的

本県では、大麻の栽培免許を交付していた法人の代表者等が、大麻取締法違反(不正所持等)により逮捕された事件を受け、条例を改正し、今後一切の大麻栽培を認めないよう規制すること、また、大麻と同様に法律で栽培許可制度がある「けし」についても栽培されないようにすることを検討しており、このような規制に関しての参考とするために実施。

### 4 結果の概要

【問1】「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」についてお尋ねします。

- 1 条例の内容も含めて知っている 101人 13.4%
- 2 条例の名称は聞いたことがある 327人 43.5%
- 3 知らなかった 324人 43.1%

【問2】大麻を乱用すると身体や精神に悪影響があることを知っていますか。

- 1 よく知っている 414人 55.1%
- 2 なんとなく知っている 319人 42.4%
- 3 知らない 12人 1.6%
- 4 危険なものだとは思わない 6人 0.8%
- 5 無回答 1人 0.1%

【問3】大麻の所持や使用について、身近な出来事として、使用を誘われた・現場を見たなどのご経験がありますか。

- 1 ある 27人 3.6%
- 2 ない 723人 96.1%
- 3 無回答 2人 0.3%

【問4】県内に大麻の栽培地があった場合、乱用薬物として大麻に関心のある人達からの注目を集め、そうした人達が流入するなどの心配があると思いますか。

- |                |      |       |
|----------------|------|-------|
| 1 大いにそう思う      | 339人 | 45.1% |
| 2 どちらかという、そう思う | 279人 | 37.1% |
| 3 そう思わない       | 94人  | 12.5% |
| 4 わからない        | 40人  | 5.3%  |

【問5】県が条例で大麻・けしの栽培を「今後一切認めないよう規制すること」についてどう思いますか。

- |                         |      |       |
|-------------------------|------|-------|
| 1 賛成                    | 447人 | 59.4% |
| 2 反対                    | 100人 | 13.3% |
| 3 どちらとも言えない(「わからない」を含む) | 205人 | 27.3% |

<主な意見(自由記載)>

●賛成

- ・栽培すれば、当然それを使用する者が出ることは予想される。元から絶つことが必要。
- ・産業用とはいうが、油等などは他で代替できる話で、大麻である必然性がない。
- ・信頼関係や性善説は成り立たないので、一切認めるべきではない。

●反対

- ・麻の伝統的な部分もあるので、全面的な規制はいきすぎ。免許審査で厳格化すればよい。
- ・起きたことに厳しく対処することと、禁止することは違うと思う。

●どちらとも言えない

- ・(けしについて) 医療用モルヒネ等必要なものがある場合、やみくもな禁止はどうか。
- ・一切認めないとしても犯罪の抑止にはならず、もともと伝統的な栽培を保存しようとしていたのなら大麻栽培を行うことを貫いても良いと思う。